介護保険法施行条例の一部を改正する条例 (第一条関係)

に規定する基準の例によることとする。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| 介護保険法施行条例 | 介護保険法施行条例 |
| | |
| 目次 | 目次 |
| 第一章~第四章 (略) | 第一章~第四章 (略) |
| 第五章 削除 | 第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 |
| | 第一節 総則 (第三百八十五条・第三百八十六条) |
| | 第二節 人員に関する基準(第三百八十七条) |
| | 第三節 設備に関する基準(第三百八十八条一第三百九十条) |
| | 第四節 運営に関する基準(第三百九十一条一第四百二十四条) |
| | 第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設備及 |
| | び運営に関する基準 |
| | 第一款 この節の趣旨及び基本方針 (第四百二十五条・第四百二十六 条) |
| | <u>米/</u> 第二款 設備に関する基準(第四百二十七条—第四百二十九条) |
| | 第三款 政備に関する基準(第四百三十条一第四百三十八条) |
| | 第六節 雑則(第四百三十八条の二) |
| 第五章の二・第六章 (略) | 第五章の二・第六章 (略) |
| 附則 | |
| | |
| 第一章 (略) | 第一章 (略) |
| 第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 | 第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 |
| 準等 | 準等 |
| 第一節 (略) | 第一節 (略) |
| 第二節 訪問介護 | 第二節 訪問介護 |
| 第一款~第三款 (略) | 第一款~第三款 (略) |
| 第四款 運営に関する基準 | 第四款 運営に関する基準 |
| 第九条~第二十三条 (略) | 第九条~第二十三条 (略) |
| (指定訪問介護の具体的取扱方針) | (指定訪問介護の具体的取扱方針) |
| <u>(恒足の向介護の具体的収扱方針)</u> 第二十四条 指定訪問介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二十三条 | <u>【指定切筒介護の具体的取扱方針)</u> 第二十四条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるところ |
| カー1四木 14上四川1度ツ共中ツ収扱刀町に休る左半は、117第二十二米 | <u> </u> |

によるものとする。

現行

- 一 指定訪問介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する訪問介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。
- 二 指定訪問介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利 用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやす いように説明を行うこと。
- 三 指定訪問介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

第二十五条~第三十三条 (略)

(掲示)

- 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- <u>3</u> 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し なければならない。

第三十五条~第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次 に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならな い。
 - 一 (略)
- 二 第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 三 省令第二十三条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ

第二十五条~第三十三条 (略)

(掲示)

- 第三十四条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の見やすい場所 に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサ ービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定訪問介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定 訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧さ せることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設)

第三十五条~第四十一条 (略)

第四十二条 (略)

- 2 指定訪問介護事業者は、利用者に対する指定訪問介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 (略)
- 二 第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

- 四 第二十七条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 第三十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- <u>六</u> 省令第三十七条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準 第四十二条の二 (略)

(準用)

第四十二条の三 第五条、第六条及び第七条並びに前款の規定は、共生型訪 間介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「第五条」 とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第五条(同条第一項を 除く。)」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条の三において 準用する省令第六条」と、第九条中「第八条」とあるのは「第三十九条の 三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第 三十九条の三において準用する省令第九条」と、第二十四条中「第二十三 条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十三条」と、 第二十六条中「第二十五条」とあるのは「第三十九条の三において準用す る省令第二十五条 | と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第 三十九条の三において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第 三十一条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十一条」 と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第三十九条の三において準 用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第三 十九条の三において準用する省令第三十七条」と、第四十条の二中「第三 十七条の二」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七 条の二」と、第四十二条第二項第三号中「第二十三条」とあるのは「第三 十九条の三において準用する省令第二十三条」と、同項第六号中「第三十 七条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十七条」と 読み替えるものとする。

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準 第四十三条~第四十六条 (略)

- 三 第二十七条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 第三十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 省令第三十七条第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四款の二 共生型居宅サービスに関する基準 第四十二条の二 (略)

(準用)

第四十二条の三 第五条、第六条及び第七条並びに前款の規定は、共生型訪 問介護の事業について準用する。この場合において、第六条中「第五条」 とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第五条(同条第一項を 除く。)」と、第七条中「第六条」とあるのは「第三十九条の三において 準用する省令第六条」と、第九条中「第八条」とあるのは「第三十九条の 三において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第 三十九条の三において準用する省令第九条」と、第二十六条中「第二十五 条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第二十五条」と、 第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第三十九条の三において 準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは 「第三十九条の三において準用する省令第三十一条」と、第三十五条中「第 三十三条」とあるのは「第三十九条の三において準用する省令第三十三条」 と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第三十九条の三において準用 する省令第三十七条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは 「第三十九条の三において準用する省令第三十七条の二」と読み替えるも のとする。

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準 第四十三条〜第四十六条 (略)

(準用)

第四十七条 第一款及び第四款(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、 第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準 該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第 八条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第八条」と、第十条 中「第九条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第九条」と、 第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」と あるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領 サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、 第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十四条中「第 二十三条 | とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条 | と、 第二十五条第一項中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、 「第二十九条」とあるのは「第四十七条において準用する第二十九条」と、 第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第四十三条において準用 する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第 四十三条において準用する省令第三十一条」と、第三十五条中「第三十三 条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十三条」と、第四 十条中「第三十七条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三 十七条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第四十三条 において準用する省令第三十七条の二」と、第四十二条第二項第三号中「第 二十三条 | とあるのは「第四十三条において準用する省令第二十三条 | と、 同項第六号中「第三十七条」とあるのは「第四十三条において準用する省 令第三十七条」と読み替えるものとする。

> 第三節 訪問入浴介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第五十二条~第五十七条の二 (略)

(記録の整備)

第五十八条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に

(準用)

第四十七条 第一款及び第四款(第十六条、第二十一条第一項、第二十六条、 第三十一条並びに第三十八条第五項及び第六項を除く。)の規定は、基準 該当訪問介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第 八条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第八条」と、第十条 中「第九条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第九条」と、 第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項 の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」と あるのは「内容」と、第二十一条第二項及び第二十二条中「法定代理受領 サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問介護」と、 第二十一条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第二十五条第一項 中「第五条第二項」とあるのは「第四十条第二項」と、「第二十九条」と あるのは「第四十七条において準用する第二十九条」と、第三十二条の二 中「第三十条の二」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十 条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第四十三条におい て準用する省令第三十一条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは 「第四十三条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十 七条」とあるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条」と、第 四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第四十三条において準用す る省令第三十七条の二」と、第四十二条第二項第五号中「第三十七条」と あるのは「第四十三条において準用する省令第三十七条」と読み替えるも のとする。

> 第三節 訪問入浴介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第五十二条~第五十七条の二(略)

(記録の整備)

第五十八条 (略)

2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定訪問入浴介護の提供に

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 二 <u>省令第五十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その</u>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 五 省令第五十四条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u>る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五十九条 (略)

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準 第六十条~第六十二条 (略)

(準用)

第六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)及び第四十八条並びに前款(第五十二条第一項及び第五十九条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第八条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第九条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスと該当しない指定訪問介護」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十八条

関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

(新設)

- <u></u> 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 三 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 四 省令第五十四条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五十九条 (略)

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準 第六十条~第六十二条 (略)

(準用)

第六十三条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二から第三十六条まで、第三十七条から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)及び第四十八条並びに前款(第五十二条第一項及び第五十九条を除く。)の規定は、基準該当訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と、第九条中「第八条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第九条」と、第二十条第一項中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十二条中「法定代理受領サービスと該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十条の二」と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第五十八条

において準用する省令第三十一条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十四条中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、第五十八条第二項第二号中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、同項第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と、同項第五号中「第五十四条」とあるのは「第五十八条」と読み替えるものとする。

第四節 訪問看護 第一款 基本方針 第六十四条 (略)

第二款 人員に関する基準 第六十五条・第六十六条 (略)

第三款・第四款 (略)

第五節・第六節 (略) 第七節 通所介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百三条・第百四条 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第百五条 指定通所介護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第九十八条に 規定する基準の例によることとする。

において準用する省令第三十一条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第五十八条において準用する省令第三十七条の二」と、第五十二条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問入浴介護」とあるのは「基準該当訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第五十四条中「第五十条」とあるのは「第五十八条において準用する省令第五十条」と読み替えるものとする。

第四節 訪問看護 第一款 基本方針 第六十四条 (略)

第二款 人員に関する基準 第六十五条・第六十六条 (略)

第三款・第四款 (略)

第五節・第六節 (略) 第七節 通所介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百三条・第百四条 (略)

(指定通所介護の具体的取扱方針)

- 第百五条 指定通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する通所介護計 画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができ るよう必要な援助を行うこと。

改正案 現 行

第百六条~第百十一条の三 (略)

(記録の整備)

第百十二条 (略)

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 三 <u>省令第九十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u> の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- <u>六</u> 省令第百四条の三第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

第百十三条・第百十四条 (略)

- 二 通所介護従業者は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行 うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等に ついて、理解しやすいように説明を行うこと。
- 三 指定通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。
- 四 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。特に、認知症(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。第百四十条第三号において同じ。)である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。

第百六条~第百十一条の三 (略)

(記録の整備)

第百十二条 (略)

- 2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

(新設)

- 三 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 五 省令第百四条の三第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百十三条・第百十四条 (略)

現行

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

第百十四条 (略)

(準用)

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、 第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七 条、第三十八条、第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条、 第百一条及び第百二条第四項並びに前款(第百十三条を除く。)の規定は、 共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第 八条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第八条」と、第十 条中「第九条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九条」 と、第二十八条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に 当たる従業者(以下この章において「共生型通所介護従業者」という。)」 と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条の三におい て準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「運営規程」とあ るのは「運営規程(第百七条に規定する運営規程をいう。)」と、「訪問 介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十五条中「第三 十三条| とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十三条| と、 第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準 用する省令第三十七条の二」と、第百一条中「第九十四条」とあるのは「第 百五条の三において準用する省令第九十四条」と、第百二条第四項中「前 項ただし書の場合(指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定す る設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定 通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型 通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に 共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五条中「第九十 八条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九十八条」と、 第百六条第五項並びに第百八条第三項及び第四項中「通所介護従業者」と あるのは「共生型通所介護従業者」と、第百十一条中「第百四条」とある のは「第百五条の三において準用する省令第百四条」と、第百十一条の三 中「第百四条の三」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百 四条の三」と、第百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十 条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「第九十八条」

第五款 共生型居宅サービスに関する基準

第百十四条 (略)

(準用)

第百十五条 第九条から第十八条まで、第二十条、第二十二条、第二十七条、 第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七 条、第三十八条、第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条、 第百一条及び第百二条第四項並びに前款(第百十三条を除く。)の規定は、 共生型通所介護の事業について準用する。この場合において、第九条中「第 八条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第八条」と、第十 条中「第九条」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九条」 と、第二十八条中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に 当たる従業者(以下この章において「共生型通所介護従業者」という。)」 と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百五条の三におい て準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「運営規程」とあ るのは「運営規程(第百七条に規定する運営規程をいう。)」と、「訪問 介護員等」とあるのは「共生型通所介護従業者」と、第三十五条中「第三 十三条| とあるのは「第百五条の三において準用する省令第三十三条| と、 第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百五条の三において準 用する省令第三十七条の二」と、第百一条中「第九十四条」とあるのは「第 百五条の三において準用する省令第九十四条」と、第百二条第四項中「前 項ただし書の場合(指定通所介護事業者が利用者に対して第一項に規定す る設備又は同項に規定する設備以外の設備を利用し、夜間及び深夜に指定 通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)」とあるのは「共生型 通所介護事業者が共生型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に 共生型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第百五条第二号、第 百六条第五項並びに第百八条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあ るのは「共生型通所介護従業者」と、第百十一条中「第百四条」とあるの は「第百五条の三において準用する省令第百四条」と、第百十一条の三中 「第百四条の三」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四 条の三」と、第百十二条第二項第二号中「次条において準用する第二十条 第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、同項第三号中「次条において 準用する第二十七条 | とあるのは「第二十七条 | と、同項第四号中「次条 とあるのは「第百五条の三において準用する省令第九十八条」と、同項第四号中「次条において準用する第二十七条」とあるのは「第二十七条」と、同項第五号中「次条において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と、同項第六号中「第百四条の三」とあるのは「第百五条の三において準用する省令第百四条の三」と読み替えるものとする。

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第六款 基準該当居宅サービスに関する基準 第百三十二条〜第百三十四条 (略)

(準用)

第百三十五条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、 第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から 第三十六条まで、第三十七条、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、 第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条及び第四款(第百三 条第一項及び第百十三条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業に ついて準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第 百九条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは 「第百九条において準用する省令第九条」と、第二十条第一項中「内容、 当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代 わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるの は「基準該当通所介護」と、第二十八条及び第三十四条第一項中「訪問介 護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条の二中「第三十条 の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」と、第 三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百九条において準用する省令第 三十三条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百九条 において準用する省令第三十七条の二」と、第百三条第二項中「法定代理 受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」 と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百五条中「第九十 八条 | とあるのは「第百九条において準用する省令第九十八条 | と、第百 十一条中「第百四条」とあるのは「第百九条において準用する省令第百四 において準用する第三十八条第二項」とあるのは「第三十八条第二項」と読み替えるものとする。

現行

第百十六条から第百三十一条まで 削除

第六款 基準該当居宅サービスに関する基準 第百三十二条~第百三十四条 (略)

(進用)

第百三十五条 第九条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第二十条、 第二十二条、第二十七条、第二十八条、第三十二条の二、第三十四条から 第三十六条まで、第三十七条、第三十八条(第五項及び第六項を除く。)、 第四十条の二、第四十一条、第五十六条、第九十九条及び第四款(第百三 条第一項及び第百十三条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業に ついて準用する。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第 百九条において準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは 「第百九条において準用する省令第九条」と、第二十条第一項中「内容、 当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代 わって支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第 二十二条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるの は「基準該当通所介護」と、第二十八条及び第三十四条第一項中「訪問介 護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第三十二条の二中「第三十条 の二」とあるのは「第百九条において準用する省令第三十条の二」と、第 三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百九条において準用する省令第 三十三条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第百九条 において準用する省令第三十七条の二」と、第百三条第二項中「法定代理 受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」 と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第百十一条中「第百 四条」とあるのは「第百九条において準用する省令第百四条」と読み替え るものとする。

条」と、第百十二条第二項第三号中「第九十八条」とあるのは「第百九条 において準用する省令第九十八条」と、同項第六号中「第百四条の三」と あるのは「第百九条において準用する省令第百四条の三」と読み替えるも のとする。

第八節 通所リハビリテーション 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百三十九条 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第百四十条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一·二 (略)
 - 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症<u>(法第五条の二第一項に規定する認知症をいう。)</u>である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

四 (略)

第百四十一条~第百四十六条 (略)

第九節 短期入所生活介護 第一款~第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百五十二条~第百六十七条 (略)

<u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資</u>する方策を検討するための委員会の設置)

第百六十七条の二 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活 介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産 性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業 第八節 通所リハビリテーション 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百三十九条 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百四十条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。

一•二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整えること。

四 (略)

第百四十一条~第百四十六条 (略)

第九節 短期入所生活介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第百五十二条~第百六十七条(略)

(新設)

現行

所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担 軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して 行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第百六十八条 (略)

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
- 一 (略)
- 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 三 省令第百二十八条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係 る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 省令第百四十条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u> る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百六十九条 (略)

第五款~第六款 (略)

第十節 短期入所療養介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

(対象者)

第百九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しく は病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、 (記録の整備)

第百六十八条 (略)

- 2 指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
- 一 (略)
- 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録
- 三 省令第百二十八条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等<u>(省令第百二十八条 第四項の身体的拘束等をいう。以下同じ。)</u>の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 六 省令第百四十条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百六十九条 (略)

第五款~第六款 (略)

第十節 短期入所療養介護 第一款~第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

(対象者)

第百九十三条 指定短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、

又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)に係る病室又は診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百九十四条~第二百二条 (略)

(定員の遵守)

第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者を事業者(第六百十二条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(第六百十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者)に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 療養病床を有する病院<u>又は</u>診療所である指定短期入所療養介護事業 所にあっては、<u>療養病床</u>に係る病床数及び<u>療養病床</u>に係る病室の定員を 超えることとなる利用者数

三・四 (略)

(記録の整備)

又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)に係る病室、診療所の指定短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟(健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第四条第二項に規定する病床により構成される病棟をいう。以下同じ。)において指定短期入所療養介護を提供するものとする。

第百九十四条~第二百二条 (略)

(定員の遵守)

第二百三条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者(当該指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者を事業者(第六百十二条に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護(第六百十一条に規定する指定介護予防短期入所療養介護をいう。以下この条において同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定短期入所療養介護又は指定介護予防短期入所療養介護の利用者)に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 療養病床を有する病院<u>若しくは</u>診療所<u>又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院</u>である指定短期入所療養介護事業所にあっては、<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病床数及び<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病室の定員を超えることとなる利用者数

三• 四 (略)

(記録の整備)

第二百四条 (略)

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
 - 三 省令第百四十六条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - 四 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
 - 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 省令第百五十五条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定に</u> よる事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百五条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第 二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条、第三十五条、第三 十七条から第四十一条まで(第三十九条第二項を除く。)、第五十六条、 第百八条、第百四十四条、第百五十二条、第百五十三条第二項及び第百六 十六条から第百六十七条の二までの規定は、指定短期入所療養介護の事業 について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第 百五十五条において準用する省令第九条」と、第三十二条の二中「第三十 条の二」とあるのは「第百五十五条において準用する省令第三十条の二」 と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護 従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百五十五条にお いて準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは 「第百五十五条において準用する省令第三十七条」と、第四十条の二中「第 三十七条の二」とあるのは「第百五十五条において準用する省令第三十七 条の二」と、第百八条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは 「短期入所療養介護従業者」と、第百四十四条中「第百十八条」とあるの は「第百五十五条において準用する省令第百十八条」と、第百五十二条中

第二百四条 (略)

- 2 指定短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定短期入所療養介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録
- 三 省令第百四十六条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 六 省令第百五十五条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定す</u> る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百五条 第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十条、第 二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条、第三十五条、第三 十七条から第四十一条まで(第三十九条第二項を除く。)、第五十六条、 第百八条、第百四十四条、第百五十二条、第百五十三条第二項、第百六十 六条及び第百六十七条の規定は、指定短期入所療養介護の事業について準 用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第百五十五 条において準用する省令第九条」と、第三十二条の二中「第三十条の二」 とあるのは「第百五十五条において準用する省令第三十条の二」と、第三 十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所療養介護従業者」 と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百五十五条において準用 する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百五 十五条において準用する省令第三十七条」と、第四十条の二中「第三十七 条の二」とあるのは「第百五十五条において準用する省令第三十七条の二」 と、第百八条第三項及び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入 所療養介護従業者」と、第百四十四条中「第百十八条」とあるのは「第百 五十五条において準用する省令第百十八条」と、第百五十二条中「第百二 「第百二十五条」とあるのは「第百五十五条において準用する省令第百二 十五条」と読み替えるものとする。

> 第五款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並 びに設備及び運営に関する基準

第一目・第二目 (略)

第三目 運営に関する基準

第二百九条~第二百十五条 (略)

(定員の遵守)

第二百十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(第六百三十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業(第六百二十八条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

(削る)

<u>二</u> (略)

第二百十七条 (略)

第十一節 特定施設入居者生活介護

十五条」とあるのは「第百五十五条において準用する省令第百二十五条」 と読み替えるものとする。

> 第五款 ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並 びに設備及び運営に関する基準

第一目·第二目 (略)

第三目 運営に関する基準

第二百九条~第二百十五条 (略)

(定員の遵守)

第二百十六条 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者(当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者(第六百三十条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業とユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。)とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定短期入所療養介護又はユニット型指定介護予防短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 ユニット型指定介護療養型医療施設(第四百二十五条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。)であるユニット型指定短期入 所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護療養型 医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及び病室 の定員を超えることとなる利用者数

三 (略)

第二百十七条 (略)

第十一節 特定施設入居者生活介護

| 改正案 | 現行 |
|---|---------------------|
| 第一款~第三款 (略) | 第一款~第三款 (略) |
| 第四款 運営に関する基準 | 第四款 運営に関する基準 |
| 第二百二十二条~第二百二十九条 (略) | 第二百二十二条~第二百二十八条 (略) |
| (口腔衛生の管理) 第二百二十九条の二 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。 | |
| 第二百三十条~第二百三十四条 (略) | 第二百三十条~第二百三十四条 (略) |
| (協力医療機関等) | (協力医療機関等) |
| 第二百三十五条 (略) | 第二百三十五条 (略) |
| 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機 | _(新設) |
| 関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定める | |
| ように努めなければならない。_ | |
| 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対 | |
| <u>応を行う体制を、常時確保していること。</u> | / Japa = 171 \ |
| 二 当該指定特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった | <u>(新設)</u> |
| 場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 | (新設) |
| 3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力医療機関 | |
| との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協 | |
| 力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。 | (新設) |
| 4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第十七項に | |
| に対りる医療に関りる伝律(干放下午伝律第日下四方)第八条第下で現に 規定する第二種協定指定医療機関(以下「第二種協定指定医療機関」とい | |
| <u> </u> | |
| 等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新 | |
| 感染症をいう。以下同じ。)の発生時等の対応を取り決めるように努めな | |
| ければならない。 | |
| 5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定 | / +er == 11.\ |
| | |

<u>医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、</u> 新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の 医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となっ た場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに入居させることがで きるように努めなければならない。

7 (略)

第二百三十六条 (略)

(記録の整備)

第二百三十七条 (略)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百二十五条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- 三 省令第百八十三条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二百三十四条第三項の規定による結果等の記録
- 五 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係 る記録
- 六 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 七 省令第百九十二条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定に</u> よる事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六条、第百十一条、第百五十九条、第百六十六条及び第百六十七条の二の規定は、指定特定施設入居

(新設)

2 (略)

第二百三十六条 (略)

(記録の整備)

第二百三十七条 (略)

- 2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定特定施設入 居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百二十五条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- 三 省令第百八十三条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第二百三十四条第三項に規定する結果等の記録
- 五 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 六 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 七 省令第百九十二条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定す</u> る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百三十八条 第十二条、第十三条、第二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条、第三十八条、第四十条から第四十一条まで、第五十五条、第五十六条、第百十一条、第百五十九条及び第百六十六条の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業に

者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十七条の二」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十七条の二」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第百四条」と読み替えるものとする。

第五款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目~第三目 (略)

第四目 運営に関する基準

第二百四十四条~第二百四十七条 (略)

(記録の整備)

第二百四十八条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百四十五条第二項<u>の規定による</u>受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 三 前条第八項の規定による結果等の記録
- 四 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係 る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 省令第百九十二条の十二において準用する省令第三十七条第二項<u>の</u> 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

ついて準用する。この場合において、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十条の二」と、第三十四条第一項中「訪問介護員等」とあるのは「特定施設従業者」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第三十七条の二」と、第五十五条中「訪問入浴介護従業者」とあるのは「特定施設従業者」と、第百十一条中「第百四条」とあるのは「第百九十二条において準用する省令第百四条」と読み替えるものとする。

第五款 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一目~第三目 (略)

第四目 運営に関する基準

第二百四十四条~第二百四十七条 (略)

(記録の整備)

第二百四十八条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百四十五条第二項<u>に規定する</u>受託居宅サービス事業者から受けた報告に係る記録
- 三 前条第八項に規定する結果等の記録
- 四 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 六 省令第百九十二条の十二において準用する省令第三十七条第二項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

- 七 次条において準用する第二百二十五条第二項の規定による提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- 八 省令第百九十二条の十二において準用する省令第百八十三条第五項 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状 況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 次条において準用する第二百三十四条第三項<u>の規定による</u>結果等の 記録

第二百四十九条 (略)

第十二節 福祉用具貸与

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下この節及び第六百七十九条第三項において「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令<u>(平成十年政令第四百十二号)</u>第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下この章及び第六章において同じ。)の員数に係る基準は、省令第百九十四条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十二条 (略)

第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第二百五十四条 第二百五十五条 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第二百五十六条 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第百九十九条に規定する基準の例によることとする。

現行

- 七 次条において準用する第二百二十五条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 省令第百九十二条の十二において準用する省令第百八十三条第五項 <u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 次条において準用する第二百三十四条第三項<u>に規定する</u>結果等の記録

第二百四十九条 (略)

第十二節 福祉用具貸与

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

(福祉用具専門相談員の員数)

第二百五十一条 指定福祉用具貸与の事業を行う者(以下この節及び第六百七十九条第三項において「指定福祉用具貸与事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定福祉用具貸与事業所」という。)ごとに置くべき福祉用具専門相談員(介護保険法施行令第四条第一項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下この章及び第六章において同じ。)の員数に係る基準は、省令第百九十四条に規定する基準の例によることとする。

第二百五十二条 (略)

第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第二百五十四条 · 第二百五十五条 (略)

(指定福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第二百五十六条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定する福祉用 具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよ う、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して

| 改正案 | 現行 |
|-----|----|
|-----|----|

- 福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報 を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。
- 二 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 三 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 四 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- 五 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合には、当 該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利 用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討 された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載 されるように必要な措置を講ずるものとすること。
- 六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとすること。

(福祉用具貸与計画の作成)

第二百五十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百七十五条第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(新設)

(福祉用具貸与計画の作成)

- 第二百五十七条 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第二百十四条の二第一項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成されなければならない。2~4 (略)
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行 うものとする。ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当 たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内

<u>に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を</u> 行うものとする。

- 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- <u>7</u> 福祉用具専門相談員は、<u>モニタリングの結果を踏まえ</u>、必要に応じて当 該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 (略)

第二百五十八条~第二百六十一条 (略)

(掲示及び目録の備付け)

- 第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 (以下この条において単に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指定福祉用 具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させ ることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

<u>4</u> (略)

(記録の整備)

第二百六十三条 (略)

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければ ならない。
 - 一 (略)
- 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録

(新設)

5 福祉用具専門相談員は、<u>福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い</u>、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

6 (略)

第二百五十八条~第二百六十一条 (略)

(掲示及び目録の備付け)

- 第二百六十二条 指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該 指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設)

<u>3</u> (略)

(記録の整備)

第二百六十三条 (略)

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に 関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければ ならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

- 三 <u>省令第百九十九条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、</u> その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 省令第二百三条第四項の規定による結果等の記録
- 五 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- <u>六</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 七 省令第二百五条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u>る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(進用)

第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三 十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、 第五十六条並びに第百八条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉 用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」 とあるのは「第二百五条において準用する省令第八条」と、第十条中「第 九条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九条」と、第十一 条中「以下この章において同じ。)」とあるのは「以下この章において同 じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」 とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあ るのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 第二十条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了 日並びに種目及び品名」と、第二十二条中「内容」とあるのは「種目、品 名」と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第二百五条にお いて準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中「第三十三条」とある のは「第二百五条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第 三十七条 | とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十七条 | と、 第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百五条において準用 する省令第三十七条の二」と、第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サ ービス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具 専門相談員」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準

(新設)

- 三 省令第二百三条第四項に規定する結果等の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- <u>六</u> 省令第二百五条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(進用)

第二百六十四条 第九条から第二十条まで、第二十二条、第二十七条、第三 十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三十七条から第四十一条まで、 第五十六条並びに第百八条第一項、第二項及び第四項の規定は、指定福祉 用具貸与の事業について準用する。この場合において、第九条中「第八条」 とあるのは「第二百五条において準用する省令第八条」と、第十条中「第 九条」とあるのは「第二百五条において準用する省令第九条」と、第十一 条中「以下この章において同じ。)」とあるのは「以下この章において同 じ。)、取り扱う福祉用具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」 とあるのは「適切な相談又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあ るのは「従業者」と、「初回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、 第二十条第一項中「提供日及び内容」とあるのは「提供の開始日及び終了 日並びに種目及び品名」と、第二十二条中「内容」とあるのは「種目、品 名」と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第二百五条にお いて準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中「第三十三条」とある のは「第二百五条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第 三十七条 | とあるのは「第二百五条において準用する省令第三十七条 | と、 第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百五条において準用 する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通 所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処 遇」とあるのは「サービス利用」と読み替えるものとする。

第五款 基準該当居宅サービスに関する基準

現行

第二百六十五条 (略)

(準用)

第二百六十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第 二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三 十七条から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)、第 五十六条、第百八条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条、第二百五 十二条、第二百五十三条並びに前款(第二百五十四条第一項及び第二百六 十四条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用す る。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第二百六条にお いて準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六 条において準用する省令第九条」と、第十一条中「以下この章において同 じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う福祉用具の 種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は 助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十 条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第 六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の 額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条 中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準 該当福祉用具貸与」と、第三十二条の二中「第三十条の二」とあるのは「第 二百六条において準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中「第三十 三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条」と、第 四十条中「第三十七条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第 三十七条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百六 条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第二項中「処遇」 とあるのは「サービスの利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあ るのは「福祉用具専門相談員」と、第二百五十二条中「第百九十五条」と あるのは「第二百六条において準用する省令第百九十五条」と、第二百五 十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与」 とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とある のは「前項」と、第二百五十六条中「第百九十九条」とあるのは「第二百 六条において準用する省令第百九十九条」と、第二百六十一条中「第二百 三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」と、第 第二百六十五条 (略)

(準用)

第二百六十六条 第九条から第十五条まで、第十七条から第二十条まで、第 二十二条、第二十七条、第三十二条の二、第三十五条、第三十六条、第三 十七条から第四十一条まで(第三十八条第五項及び第六項を除く。)、第 五十六条、第百八条第一項、第二項及び第四項、第二百五十条、第二百五 十二条、第二百五十三条並びに前款(第二百五十四条第一項及び第二百六 十四条を除く。)の規定は、基準該当福祉用具貸与の事業について準用す る。この場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第二百六条にお いて準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第二百六 条において準用する省令第九条」と、第十一条中「以下この章において同 じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う福祉用具の 種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談又は 助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、第二十 条第一項中「提供日及び内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第 六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の 額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第二十二条 中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準 該当福祉用具貸与 | と、第三十二条の二中「第三十条の二 | とあるのは「第 二百六条において準用する省令第三十条の二」と、第三十五条中「第三十 三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第三十三条」と、第 四十条中「第三十七条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第 三十七条」と、第四十条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百六 条において準用する省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及 び第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同 条第二項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、第二百五十二条中 「第百九十五条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第百九十 五条」と、第二百五十四条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない 指定福祉用具貸与」とあるのは「基準該当福祉用具貸与」と、同条第三項 中「前二項」とあるのは「前項」と、第二百六十一条中「第二百三条」と あるのは「第二百六条において進用する省令第二百三条」と読み替えるも のとする。

二百六十三条第二項第三号中「第百九十九条」とあるのは「第二百六条に <u>おいて準用する省令第百九十九条」と、同項第四号中「第二百三条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第二百三条」と、同項第七号中</u> 「第二百五条」とあるのは「第二百六条」と読み替えるものとする。

改正案

第十三節 特定福祉用具販売 第一款~第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第二百七十一条 (略)

(販売費用の額等の受領)

第二百七十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を 提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の 購入に要した費用の額(次条において「販売費用の額」という。)の支払 を受けるものとする。

2 · 3 (略)

第二百七十三条 (略)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第二百七十四条 指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準は、省 令第二百十四条に規定する基準の例によることとする。

第十三節 特定福祉用具販売 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第二百七十一条 (略)

(販売費用の額等の受領)

第二百七十二条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売を 提供した際には、法第四十四条第三項に規定する現に当該特定福祉用具の 購入に要した費用の額(次条<u>及び第二百七十四条第一号</u>において「販売費 用の額」という。)の支払を受けるものとする。

現行

2 · 3 (略)

第二百七十三条 (略)

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第二百七十四条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針 は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。
 - 二 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
 - 三 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に 応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方 法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明

改正案 現 行

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百七十五条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

(記録の整備)

第二百七十六条 (略)

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百七十一条<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 三 <u>省令第二百十四条第七号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、</u> その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 省令第二百十六条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第 |

<u>を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用さ</u>せながら使用方法の指導を行うこと。

四 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合に は、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要 な措置を講ずること。

(特定福祉用具販売計画の作成)

第二百七十五条 (略)

 $2 \sim 4$ (略)

(新設)

(記録の整備)

第二百七十六条 (略)

- 2 指定特定福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定福祉用具販売 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百七十一条<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 三 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 五 省令第二百十六条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第二百七十七条 第九条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで、第

二十七条、第三十二条の二、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三 十七条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条第一項、第二項及び第 四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二 百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。こ の場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第二百十六条において 準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十六条 において準用する省令第九条」と、第十一条中「以下この章において同 じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う特定福祉用 具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談 又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初 回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十二条の二中「第三 十条の二」とあるのは「第二百十六条において準用する省令第三十条の二」 と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第二百十六条において準用 する省令第三十三条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第二 百十六条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」 とあるのは「第二百十六条において準用する省令第三十七条」と、第四十 条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百十六条において準用する 省令第三十七条の二 | と、第百八条第二項中「処遇」とあるのは「サービ ス利用」と、同条第四項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門 相談員」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」 と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条中「利用料」とある のは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百六十条中「福祉用具」 とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとする。

第十四節 雜則

(電磁的記録等)

第二百七十七条の二 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第三百三十一条の二、第三百八十四条の二、第四百三十八条の五十五及び第七百五条において同じ。)で行うことが規

二十七条、第三十二条の二、第三十三条、第三十五条、第三十六条、第三 十七条から第四十一条まで、第五十六条、第百八条第一項、第二項及び第 四項、第二百五十五条、第二百五十八条から第二百六十条まで並びに第二 百六十二条の規定は、指定特定福祉用具販売の事業について準用する。こ の場合において、第九条中「第八条」とあるのは「第二百十六条において 準用する省令第八条」と、第十条中「第九条」とあるのは「第二百十六条 において準用する省令第九条」と、第十一条中「以下この章において同 じ。)」とあるのは「以下この章において同じ。)、取り扱う特定福祉用 具の種目」と、第十五条第二項中「適切な指導」とあるのは「適切な相談 又は助言」と、第十九条中「訪問介護員等」とあるのは「従業者」と、「初 回訪問時及び利用者」とあるのは「利用者」と、第三十二条の二中「第三 十条の二」とあるのは「第二百十六条において準用する省令第三十条の二」 と、第三十三条中「第三十一条」とあるのは「第二百十六条において準用 する省令第三十三条」と、第三十五条中「第三十三条」とあるのは「第二 百十六条において準用する省令第三十三条」と、第四十条中「第三十七条」 とあるのは「第二百十六条において準用する省令第三十七条」と、第四十 条の二中「第三十七条の二」とあるのは「第二百十六条において準用する 省令第三十七条の二」と、第百八条第一項、第二項及び第四項中「通所介 護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第二項中「処遇」 とあるのは「サービス利用」と、第二百五十五条中「福祉用具」とあるの は「特定福祉用具」と、「貸与」とあるのは「販売」と、第二百五十八条 中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と、第二百五十九条及び第二百 六十条中「福祉用具」とあるのは「特定福祉用具」と読み替えるものとす る。

第十四節 雑則

(電磁的記録等)

第二百七十七条の二 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。第三百三十一条の二、第三百八十四条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の二、第四百三十八条の五十五及び第七百五条において同

定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十九条(第百八十二条において準用する場合を含む。)、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条(第二百十七条において準用する場合を含む。)、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)及び第二百二十五条第一項(第二百四十九条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

改正案

2 (略)

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節~第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百八十三条~第三百一条 (略)

(緊急時等の対応)

- 第三百一条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、省令第二条第一項第一号に掲げる医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならない。
- 2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、 一年に一回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じ て緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第三百二条~第三百九条 (略)

(協力医療機関等)

じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第十二条第一項(第四十二条の三、第四十七条、第五十九条、第六十三条、第七十九条、第八十九条、第九十八条、第百十三条、第百十五条、第百三十五条、第百四十六条、第百六十九条(第百八十二条において準用する場合を含む。)、第百八十二条の三、第百八十九条、第二百五条(第二百十七条において準用する場合を含む。)、第二百三十八条、第二百四十九条、第二百六十四条、第二百六十六条及び第二百七十七条において準用する場合を含む。)及び第二百二十五条第一項(第二百四十九条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)により行うことができる。

2 (略)

第三章 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等 第一節~第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第二百八十三条~第三百一条 (略)

(緊急時等の対応)

第三百一条の二 指定介護老人福祉施設は、現に指定介護福祉施設サービス の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要 な場合のため、あらかじめ、省令第二条第一項第一号に掲げる医師との連 携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておかなければならな い。

(新設)

第三百二条~第三百九条 (略)

(協力病院等)

- 第三百十条 指定介護老人福祉施設は、<u>入所者の病状の急変等に備えるため</u>、あらかじめ、<u>次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)</u>を定めておかなければならない。<u>ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。</u>
 - 一 <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対</u> 応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 <u>当該指定介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において</u> 診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定介護老人福祉施設 の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を 要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保 していること。
- 2 指定介護老人福祉施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入 所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の 名称等を、知事に届け出なければならない。
- 3 指定介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

第三百十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

現行

第三百十条 指定介護老人福祉施設は、<u>入院治療を必要とする入所者のため</u> に、あらかじめ、<u>協力病院</u>を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 (略)

(掲示)

第三百十一条 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力病院</u>、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定介護老人福祉施設は、<u>重要事項</u>に規定する事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- <u>3</u> 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載 しなければならない。

第三百十二条~第三百十七条 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第三百十七条の三 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設に おける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資 する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の 安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を 検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるも のとする。)を定期的に開催しなければならない。

第三百十八条 (略)

(記録の整備)

第三百十九条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな ければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百八十九条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- 三 省令第十一条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第三百一条の規定による市町村への通知に係る記録
- 五 第三百十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 省令第三十五条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採

現行

2 指定介護老人福祉施設は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。 (新設)

第三百十二条~第三百十七条 (略)

(新設)

第三百十八条 (略)

(記録の整備)

第三百十九条 (略)

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの 提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しな ければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第二百八十九条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- 三 省令第十一条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第三百一条に規定する市町村への通知に係る記録
- 五 第三百十五条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 六 省令第三十五条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ

現行

った処置についての記録

第五節・第六節 (略)

第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準

第一節~第三節 (略) 第四節 運営に関する基準

第三百三十七条~第三百四十八条 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第三百四十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第三百五十条~第三百六十三条 (略)

(協力医療機関等)

- 第三百六十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 <u>入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対</u> 応を行う体制を、常時確保していること。
- <u>当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。</u>
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保して

た処置についての記録

第五節・第六節 (略)

第四章 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する 基準

第一節~第三節 (略)

第四節 運営に関する基準

第三百三十七条~第三百四十八条 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第三百四十九条 介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院
その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第三百五十条~第三百六十三条 (略)

(協力病院)

第三百六十四条 介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

改正案 現行 いること。 (新設) 2 介護老人保健施設は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者 の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称 等を、知事に届け出なければならない。 3 介護老人保健施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の (新設) 発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 (新設) 4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場 合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生 時等の対応について協議を行わなければならない。 5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院し (新設) た後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、 再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努 めなければならない。 6 (略) 2 (略) (掲示) (掲示) 第三百六十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場 第三百六十五条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場 所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の 所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その 他のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならな

- 単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 介護老人保健施設は、重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな ければならない。

第三百六十六条~第三百七十条 (略)

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資 する方策を検討するための委員会の設置)

第三百七十条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業 務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組 の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護老 人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させる ことにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第三百六十六条~第三百七十条 (略)

(新設)

護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するため の委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。) を定期的に開催しなければならない。

第三百七十一条 (略)

(記録の整備)

第三百七十二条 (略)

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
- 一 (略)
- 二 第三百四十二条第四項<u>の規定による</u>居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 三 第三百四十三条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 四 省令第十三条第五項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第三百五十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 六 第三百六十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 七 省令第三十六条第三項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節・第六節 (略)

第五章 削除

第三百八十五条から第四百三十八条の二まで 削除

第三百七十一条 (略)

(記録の整備)

第三百七十二条 (略)

- 2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
- 二 第三百四十二条第四項<u>に規定する</u>居宅において日常生活を営むこと ができるかどうかについての検討の内容等の記録
- 三 第三百四十三条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- 四 省令第十三条第五項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際 の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 五 第三百五十五条に規定する市町村への通知に係る記録
- 六 第三百六十八条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 七 省令第三十六条第三項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節・第六節 (略)

第五章 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 第一節 総則

(定義)

第三百八十五条 この章において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法及び指定介護療養型医療施

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | 設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号。 |
| | 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第 |
| | 百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされたも |
| | |
| | 令」という。) において使用する用語の例による。 |
| | <u></u> |
| | (基本方針) |
| | 第三百八十六条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養を必要とす |
| | る要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、 |
| | 医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な |
| | 医療を行うことにより、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活 |
| | を営むことができるようにするものでなければならない。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の意思及び人格を尊重し、常に入 |
| | |
| | 院患者の立場に立って指定介護療養施設サービスの提供に努めなければ |
| | ならない。 |
| | 3 指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を |
| | 行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険 |
| | 施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接 |
| | な連携に努めなければならない。 |
| | 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のた |
| | め、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施す |
| | <u>る等の措置を講じなければならない。</u> |
| | 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当 |
| | たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他 |
| | <u>必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> |
| | |
| | 第二節 人員に関する基準 |
| | _(従業者の員数)_ |
| | 第三百八十七条 指定介護療養型医療施設に置くべき従業者の員数に係る |
| | - 基準は、省令第二条に規定する基準の例によることとする。 |
| | 第三節 設備に関する基準 |
| | |
| | (構造設備) |
| | (114 × ERV MII) |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | 第三百八十八条 指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病院に限る。) |
| | の構造設備に係る基準は、省令第三条に規定する基準の例によることとす |
| | <u>5.</u> |
| | |
| | 第三百八十九条 指定介護療養型医療施設 (療養病床を有する診療所に限 |
| | る。)の構造設備に係る基準は、省令第四条に規定する基準の例によるこ |
| | <u>ととする。</u> |
| | |
| | 第三百九十条 指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療養病棟を有す |
| | <u>る病院に限る。)の構造設備に係る基準は、省令第五条に規定する基準の</u> |
| | 例によることとする。 |
| | |
| | 第四節 運営に関する基準 |
| | (内容及び手続の説明及び同意) |
| | 第三百九十一条内容及び手続の説明及び同意に係る基準は、省令第六条に |
| | 規定する基準の例によることとする。 |
| | |
| | (提供拒否の禁止) |
| | 第三百九十二条 提供拒否の禁止に係る基準は、省令第六条の二に規定する |
| | <u>基準の例によることとする。</u> |
| | (サービス提供困難時の対応) |
| | <u>(リーころ徒供困難時の対応)</u> 第三百九十三条 指定介護療養型医療施設は、患者の病状等を勘案し、自ら |
| | <u>第二日九十二米 相足力護療養室医療施設は、患者の病仏等を働業し、自り</u> 必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院 |
| | 型をなり。ころを提供することが四難じめると認めた場合は、適切な州院 又は診療所等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならな |
| | 大学の意味を表現して、大学の個別な相直を使べる。 10 10 10 10 10 10 10 1 |
| | <u>v</u> • |
| | (受給資格等の確認) |
| | 第三百九十四条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの |
| | 提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保 |
| | 険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければ |
| | ならない。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に |
| 1 | |

| Г | |
|-----|--|
| 改正案 | 現行 |
| | 規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に |
| | 配慮して、指定介護療養施設サービスを提供するように努めなければなら |
| | ない。 |
| | |
| | (要介護認定の申請に係る援助) |
| | 第三百九十五条 指定介護療養型医療施設は、入院の際に要介護認定を受け |
| | ていない患者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうか |
| | を確認し、申請が行われていない場合は、患者の意思を踏まえて速やかに |
| | 当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 |
| | |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入 |
| | 院患者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の三十日前には行わ |
| | れるよう必要な援助を行わなければならない。 |
| | |
| | |
| | 第三百九十六条 指定介護療養型医療施設は、長期にわたる療養が必要であ |
| | <u>ると認められる要介護者を対象に、指定介護療養施設サービスを提供する</u> |
| | <u>ものとする。</u> |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、入院の申込みを行っている患者の数が入院 |
| | 患者の定員から入院患者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期 |
| | にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、指定介 |
| | 護療養施設サービスを受ける必要性が高いと認められる患者を優先的に |
| | 入院させるよう努めなければならない。_ |
| | 3 指定介護療養型医療施設は、患者の入院に際しては、その者に係る居宅 |
| | 介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活 |
| | 歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。 |
| | 4 指定介護療養型医療施設の医師は、適時、療養の必要性を判断し、医学 |
| | 的に入院の必要性がないと判断した場合には、患者に対し、退院を指示し |
| | なければならない。 |
| | 5 指定介護療養型医療施設は、患者の退院に際しては、その者又はその家 |
| | 族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助 |
| | に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、退 |
| | 院後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉 |
| | |
| | サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。 |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | (サービスの提供の記録) 第三百九十七条 指定介護療養型医療施設は、入院に際しては入院の年月日 並びに入院している介護保険施設の種類及び名称を、退院に際しては退院 の年月日を、当該患者の被保険者証に記載しなければならない。 2 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供した際に は、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。 |
| | (利用料等の受領) 第三百九十八条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービス(法第四十八条第四項の規定により施設介護サービス費(同条第一項に規定する施設介護サービス費をいう。以下この項及び第四百三十条第一項において同じ。)が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われる場合の当該施設介護サービス費に係る指定介護療養施設サービスをいう。以下この章において同じ。)に該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から利用料(施設介護サービス費の支給の対象となる |
| | 費用に係る対価をいう。以下この章において同じ。)の一部として、当該 指定介護療養施設サービスについて法第四十八条第二項に規定する厚生 労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介 護療養施設サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護 療養施設サービスに要した費用の額とする。次項及び第四百三十条におい て「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設 介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。 3 指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 一 食事の提供に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第一号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 |
| | 号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 者介護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に |

| 支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食要の負担限度額)を 限度とする。」 一 居住工を、方質用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者 | a site | |
|--|--------|------------------------------------|
| 展皮とする。) 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所名介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第三項第二号に規定する居住費の基準費用額(同条第三項第二号に規定する居住費の基準を入院患者に代わり運作を対策が設定されるわれた場合は、同条第三項第二号に規定する無限を実施設定支払われた場合は、同条第三項第二号に規定する場所をである基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 工 理美容代 五 直美容化 本 前を与に掲げるものほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても適常必要となるものに係る費用であって、その人院患者に負担させることが演当と認められるものも前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの内容及で費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る自定については、次書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の支付) 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスに係る費用の額その他必要と認められる事項を認め行動が表別書から第四号までに掲げる費用に係る付きが表別を得なければならない。またに、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係るでは、表別で表別を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表 | 改正案 | 現行 |
| 一 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者 介護サービス費が入除患者に支給された場合は、同条第三項第二号に対 定する居住所の規定により等放称と表別と対して、 造サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払 むれた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度到のを限 度とする。。) 三 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な食事の提供を 行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な食事の提供を 行ったことに伴い必要となる費用 五 理義者代 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供 される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 であって、その人院患者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号の参照号までに掲げる費用については、知事が別に定める ところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービ スの提供に当たっては、あらかじめ、入除患者又は家族に対し、当該サー ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意 を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用 に係る可意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付)。 第三百九十九条、指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載とたサービス機会即明書を患者に対して交付しなければならない。 事項を記載を選集を開かませままままままままままままままままままままままままままままままままままま | | |
| | | 11 12 2 = 7 2 0 7 |
| 定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定人所名介護サービス費が人民基者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) 三 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な病率の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理案管代 ス 前各号に掲げるもののほか、指定介護披養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 五 再業を代 ス 前各号に掲げるもののほか、指定介護披養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても、理事必要となるものに係る費用であっても、クンの院基者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設せ、第二項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及で費用と記した文章を受付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る回点については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスに係る費用の変れを受けた場合は、提供した事産が企業を関すービスに係る費用の変れを受けた場合は、提供した事産が企業を関すービスに係る費用の変れを受けた場合は、提供した事産が企業を関すービスに経過で表別の表別を開いませまる。 (保険給付の請求のための証明書の交付) | | 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者 |
| 護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。) 三 知事が定める基準に基づき人院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき人院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 建養容代 二 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される侵重のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの投保に当たったでは、あらかじめ、人院患者では家族に対し、当該サービスの内容及びで費用を記した文書を受けして説明を行い入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る可固定を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、基準に対して変け、要用を記したがより、要用の額をの他必要と認められる事項を記載したサービスを提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | 介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規 |
| われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。 三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理案合代 次 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、人院患者の同意を得なければ定めない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 《保険給付の請求のための証明書の交付》 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスので、費用の変化を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の類その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 《指定介護療養施設サービスの内容、費用の類その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの内容、費用の類その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 | | 定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介 |
| 度とする。) 三 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が適定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美客代 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項部一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスの内容、費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の変と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 | | 護サービス費が入院患者に代わり当該指定介護療養型医療施設に支払 |
| 三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 大 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養施設サービスに各費用の支払を受けた場合は、提供した相定介護療養施設サービスに係る費用の変材を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスにの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 | | われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限 |
| 行ったことに伴い必要となる費用 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 大 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者では家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 | | <u>度とする。)</u> |
| 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 | | 三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を |
| 行ったことに伴い必要となる費用 五 理美容代 | | 行ったことに伴い必要となる費用 |
| 五 理美容代 | | 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を |
| 大前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 | | <u>行ったことに伴い必要となる費用</u> |
| される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの | | <u>五 理美容代</u> |
| であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定める ところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービ スの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスの内容、費用の類その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | 六 前各号に掲げるもののほか、指定介護療養施設サービスにおいて提供 |
| 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定めるところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 |
| ところによるものとする。 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの |
| 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定める |
| スの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | <u>ところによるものとする。</u> |
| ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | 5 指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービ |
| を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | スの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又は家族に対し、当該サー |
| に係る同意については、文書によるものとする。 (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | ビスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入院患者の同意 |
| (保険給付の請求のための証明書の交付) 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当 しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供 した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用 |
| 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当 しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供 した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | に係る同意については、文書によるものとする。 |
| 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当 しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供 した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | |
| しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供 した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | (保険給付の請求のための証明書の交付) |
| した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | 第三百九十九条 指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当 |
| 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければならない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | しない指定介護療養施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供 |
| ない。 (指定介護療養施設サービスの取扱方針) | | した指定介護療養施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる |
| | | 事項を記載したサービス提供証明書を患者に対して交付しなければなら |
| | | <u>ない。</u> |
| | | |
| 第四百条 指定介護療養施設サービスの取扱方針に係ろ其進け 省会第十四 | | (指定介護療養施設サービスの取扱方針) |
| | | 第四百条 指定介護療養施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令第十四 |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | 条に規定する基準の例によることとする。 |
| | |
| | (施設サービス計画の作成) |
| | 第四百一条 指定介護療養型医療施設の管理者は、介護支援専門員に施設サ |
| | ービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 |
| | 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(以下この条 |
| | 及び第四百十条において「計画担当介護支援専門員」という。)は、施設 |
| | サービス計画の作成に当たっては、入院患者の日常生活全般を支援する観 |
| | 点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含 |
| | めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。 |
| | 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適 |
| | 切な方法により、入院患者について、その有する能力、その置かれている |
| | 環境等の評価を通じて入院患者が現に抱える問題点を明らかにし、入院患 |
| | 者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべ |
| | き課題を把握しなければならない。 |
| | 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握(次 |
| | |
| | 項及び第九項において「アセスメント」という。)に当たっては、入院患 |
| | 者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画サルク業士将東明県は、天体の類片なる際は表現である。この場合において、計画 |
| | 画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入院患者及びその家族に対して十 |
| | 分に説明し、理解を得なければならない。 5 計画切りへ禁士塚東明号は、1782申末のるは、1782申末によりてのマト |
| | 5 計画担当介護支援専門員は、入院患者の希望、入院患者についてのアセ |
| | スメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入院患者の家族の希望を |
| | 勘案して、入院患者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方 |
| | 針、生活全般の解決すべき課題、指定介護療養施設サービスの目標及びそのまた。 |
| | の達成時期、指定介護療養施設サービスの内容、指定介護療養施設サービ |
| | スを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作 |
| | 成しなければならない。 |
| | 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指 |
| | 定介護療養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において |
| | 「担当者」という。)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して |
| | 行うことができるものとする。ただし、入院患者又はその家族(以下この |
| | 項において「入院患者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ |
| | <u>電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならな</u> |

| | 現行 |
|-----|--|
| 以止条 | |
| | い。)をいう。第十一項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等 |
| | により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門 |
| | 的な見地からの意見を求めるものとする。 |
| | 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入 |
| | 院患者又はその家族に対して説明し、文書により入院患者の同意を得なけ |
| | ればならない。 |
| | 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該 |
| | 施設サービス計画を入院患者に交付しなければならない。 |
| | 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス |
| | 計画の実施状況の把握(入院患者についての継続的なアセスメントを含 |
| | <u>む。)を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。</u> |
| | 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握(第二号に |
| | <u>おいて「モニタリング」という。)に当たっては、入院患者及びその家族</u> |
| | 並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、 |
| | 次に定めるところにより行わなければならない。 |
| | 一 定期的に入院患者に面接すること。 |
| | 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 |
| | 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当 |
| | 者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の |
| | 必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとす |
| | <u> 3.</u> |
| | 一 入院患者が法第二十八条第二項に規定する要介護更新認定を受けた |
| | 場合 |
| | 二 入院患者が法第二十九条第一項に規定する要介護状態区分の変更の |
| | 認定を受けた場合 |
| | 12 第二項から第八項までの規定は、第九項に規定する施設サービス計画の |
| | 変更について準用する。 |
| | |
| | _(診療の方針)_ |
| | 第四百二条 診療の方針に係る基準は、省令第十六条に規定する基準の例に |
| | よることとする。 |
| | |
| | (機能訓練) |
| | 1 |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | 第四百三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の諸機能の維持回 |
| | 復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて理学療法、作業療 |
| | |
| | |
| | (栄養管理) |
| | 第四百三条の二 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及 |
| | び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の |
| | 状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。 |
| | <u> </u> |
| | (口腔(くう)衛生の管理) |
| | <u>(日に (</u> |
| | |
| | 康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔(くう) |
| | 衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔(くう)衛生の |
| | <u>管理を計画的に行わなければならない。</u> |
| | |
| | (看護及び医学的管理の下における介護) |
| | 第四百四条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令第十 |
| | 八条に規定する基準の例によることとする。_ |
| | |
| | |
| | 第四百五条 入院患者の食事は、栄養並びに入院患者の身体の状態、病状及 |
| | び嗜(し)好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行われなけれ |
| | <u>ばならない。</u> |
| | 2 入院患者の食事は、その者の自立の支援に配慮して、できるだけ離床し |
| | て食堂で行われるよう努めなければならない。 |
| | |
| | _(その他のサービスの提供)_ |
| | 第四百六条 指定介護療養型医療施設は、適宜入院患者のためのレクリエー |
| | |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るととも |
| | に、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければな |
| | <u>- () </u> |
| | |
| I | |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| 改正案 | 現 行 (患者に関する市町村への通知) 第四百七条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを受けている入院患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。 一 指定介護療養施設サービスの利用の必要がなくなったと認められるにもかかわらず退院しないとき。 二 正当な理由なしに指定介護療養施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 三 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。 |
| | (管理者の管理) 第四百八条 管理者の管理に係る基準は、省令第二十二条に規定する基準の例によることとする。 (管理者の責務) 第四百九条 指定介護療養型医療施設の管理者は、当該指定介護療養型医療施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を、一元的に行わなければならない。 2 指定介護療養型医療施設の管理者は、従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。 |
| | (計画担当介護支援専門員の責務) 第四百十条 計画担当介護支援専門員は、第四百一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 一 入院の申込みを行っている患者の入院に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。 こ 入院患者の退院に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。 三 第四百二十条第二項に規定する苦情の内容等を記録すること。 |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| 以此未 | 四 省令第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ |
| | 四 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | |
| | (運営規程) |
| | <u>へと自然性/</u> 第四百十一条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営について |
| | の重要事項に関する規程(第四百十七条第一項において「運営規程」とい |
| | う。)を定めておかなければならない。 |
| | 一 事業の目的及び運営の方針 |
| | 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| | 三 入院患者の定員 |
| | 四 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その |
| | 他の費用の額 |
| | 五 施設の利用に当たっての留意事項 |
| | |
| | 七 虐待の防止のための措置に関する事項 |
| | 八 その他施設の運営に関する重要事項 |
| | |
| | (勤務体制の確保等) |
| | 第四百十二条 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対し、適切な指定介 |
| | 護療養施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を定めておか |
| | <u>なければならない。</u> |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、当該施設の従業者によって指定介護療養施 |
| | 設サービスを提供しなければならない。ただし、入院患者の処遇に直接影 |
| | 響を及ぼさない業務については、この限りでない。 |
| | 3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の |
| | 機会を確保しなければならない。その際、当該指定介護療養型医療施設は、 |
| | 全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八 |
| | 条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類 |
| | する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるた |
| | めに必要な措置を講じなければならない。 4 おウム港店美利医店技術は、英国なおウム港店美技術は、バスの担保さ |
| | 4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を |
| | 確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を |
| | 背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより |

| -1 th | |
|-------|--|
| 改正案 | 現行 |
| | 従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必 |
| | 要な措置を講じなければならない。 |
| | CNIC TO A LOCAL TO THE CONTRACT OF THE CONTRAC |
| | (業務継続計画の策定等) |
| | 第四百十二条の二業務継続計画の策定等に係る基準は、省令第二十五条の |
| | <u>二に規定する基準の例によることとする。</u> |
| | (+ = - >+++> |
| | (定員の遵守) |
| | 第四百十三条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の定員及び病室の定員 |
| | を超えて入院させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得な |
| | い事情がある場合は、この限りでない。_ |
| | (- - |
| | (非常災害対策) |
| | 第四百十四条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に関する具体的な計画 |
| | を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを |
| | 定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓 |
| | 練を行わなければならない。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地 |
| | 域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 |
| | 3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の特性に応じ、食糧その他の非常 |
| | <u>災害時において必要となる物資の備蓄に努めなければならない。</u> |
| | (衛生管理等) |
| | <u>(衛生自任寺)</u> 第四百十五条 衛生管理等に係る基準は、省令第二十八条に規定する基準の |
| | 例によることとする。 |
| | <u> </u> |
| | (協力歯科医療機関) |
| | 第四百十六条 指定介護療養型医療施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関 |
| | を定めておくよう努めなければならない。 |
| | <u> </u> |
| | (掲示) |
| | 第四百十七条 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設の |
| | 見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務の体制、利用料その |
| 1 | 22 · / //// 1 - 1 · AL H/// LL = 1/20 LL = 1 - 1/20 LL = 2/20 // 2 1 11/3 1 1/1/1 C = 2/20 2 1 1/3 1 1/3 |

| | T |
|-----|---|
| 改正案 | 現行 |
| | 他のサービスの選択に関する重要事項を掲示しなければならない。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該 |
| | 指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由 |
| | に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。 |
| | |
| | (秘密保持等) |
| | 第四百十八条 秘密保持等に係る基準は、省令第三十条に規定する基準の例 |
| | によることとする。 |
| | |
| | (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止) |
| | 第四百十九条 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従 |
| | 業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金 |
| | |
| | 品その他の財産上の利益を供与してはならない。 の 地京会業店業刑医院特別は、民席会業士授事業者又はその分業者よど |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、 |
| | 当該施設からの退院患者を紹介することの対償として、金品その他の財産 |
| | 上の利益を収受してはならない。 |
| | |
| | |
| | 第四百二十条 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サー |
| | ビスに関する入院患者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応す |
| | <u>るために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じ</u> |
| | <u>なければならない。</u> |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦 |
| | <u>情の内容等を記録しなければならない。</u> |
| | 3 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関 |
| | し、法第二十三条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若し |
| | くは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入 |
| | 院患者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村 |
| | から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善 |
| | を行わなければならない。 |
| | 4 指定介護療養型医療施設は、市町村からの求めがあった場合には、前項 |
| | の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 |
| | 5 指定介護療養型医療施設は、提供した指定介護療養施設サービスに関す |
| | 0 1月紀月段が長土四/赤地駅は、近内でに日紀月段が長地駅り ころに関す |

| | (|
|-----|--|
| 改正案 | 現行 |
| | る入院患者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第百七 |
| | 十六条第一項第三号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会 |
| | から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従 |
| | って必要な改善を行わなければならない。 |
| | 6 指定介護療養型医療施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあっ |
| | た場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなけれ |
| | ばならない。 |
| | |
| | (地域との連携等) |
| | 第四百二十一条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、地域 |
| | 住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流 |
| | に努めなければならない。 |
| | 2 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、提供した指定介護 |
| | 療養施設サービスに関する入院患者からの苦情に関して、市町村等が派遣 |
| | する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力 |
| | するよう努めなければならない。 |
| | <u> </u> |
| | (事故発生の防止及び発生時の対応) |
| | 第四百二十二条 事故発生の防止及び発生時の対応に係る基準は、省令第三 |
| | 十四条に規定する基準の例によることとする。 |
| | <u> 日本に死たりる基準の例によることとりる。</u> |
| | (虐待の防止) |
| | <u>() () () () () () () () () () () () () (</u> |
| | する基準の例によることとする。 |
| | <u> </u> |
| | (会計の区分) |
| | <u>(云司の色力)</u> 第四百二十三条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスの |
| | <u>第四日 1 一米 相足力 護療養至医療地域は、相足力 護療養地蔵り こへの</u> 事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。 |
| | |
| | (記録の整備) |
| | <u>(記録の発備)</u> 第四百二十四条 指定介護療養型医療施設は、従業者、施設及び設備構造並 |
| | |
| | びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。 |
| 1 | 2 指定介護療養型医療施設は、入院患者に対する指定介護療養施設サービ |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| 以止余 | スの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存 |
| | <u> </u> |
| | <u>しなりもいまならない。</u> 一 施設サービス計画 |
| | <u>一元成り「ころ計画</u> 二 第三百九十七条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容 |
| | <u>一 第二日代)に未第二条に歴史りる延展した具体的なり ころの内容</u> 等の記録 |
| | 雪の記録 三 省令第十四条第五項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際 |
| | 一 |
| | 四第四百七条に規定する市町村への通知に係る記録 |
| | 五 第四百二十条第二項に規定する苦情の内容等の記録 |
| | 六 省令第三十四条第三項に規定する事故の状況及び事故に際して採っ |
| | た処置についての記録 |
| | |
| | 第五節 ユニット型指定介護療養型医療施設の基本方針並びに設 |
| | 備及び運営に関する基準 |
| | 第一款 この節の趣旨及び基本方針 |
| | (この節の趣旨) |
| | 第四百二十五条第三百八十六条、第三節及び前節の規定にかかわらず、ユ |
| | ニット型指定介護療養型医療施設(施設の全部において少数の病室及び当 |
| | 該病室に近接して設けられる共同生活室(当該病室の入院患者が交流し、 |
| | 共同で日常生活を営むための場所をいう。第四百三十三条第四項において |
| | 同じ。)により一体的に構成される場所(以下この節において「ユニット」 |
| | という。) ごとに入院患者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行わ |
| | れる指定介護療養型医療施設をいう。以下この節及び第六百三十四条第二 |
| | 号において同じ。)の基本方針並びに設備及び運営に関する基準について |
| | は、この節に定めるところによる。 |
| | |
| | _(基本方針)_ |
| | 第四百二十六条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者一人一人 |
| | の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における |
| | 生活への復帰を念頭に置いて、入院前の居宅における生活と入院後の生活 |
| | が連続したものとなるよう配慮しながら、療養上の管理、看護、医学的管 |
| | 理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他の必要な医療を行 |
| | <u>うことにより、各ユニットにおいて入院患者が相互に社会的関係を築き、</u> |

| 改正案 | 現行 |
|-----|------------------------------------|
| | <u>自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。</u> |
| | 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、地域や家庭との結び付きを重視 |
| | した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他 |
| | の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する |
| | 者との密接な連携に努めなければならない。 |
| | 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の |
| | 防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研 |
| | 修を実施する等の措置を講じなければならない。 |
| | 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提 |
| | 供するに当たっては、法第百十八条の二第一項に規定する介護保険等関連 |
| | 情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければな |
| | らない。 |
| | |
| | 第二款 設備に関する基準 |
| | (構造設備) |
| | 第四百二十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する病 |
| | 院に限る。)の構造設備に係る基準は、省令第三十九条に規定する基準の |
| | 例によることとする。 |
| | |
| | 第四百二十八条 ユニット型指定介護療養型医療施設(療養病床を有する診 |
| | 療所に限る。)の構造設備に係る基準は、省令第四十条に規定する基準の |
| | 例によることとする。 |
| | |
| | 第四百二十九条 ユニット型指定介護療養型医療施設(老人性認知症疾患療 |
| | 養病棟を有する病院に限る。)の構造設備に係る基準は、省令第四十一条 |
| | に規定する基準の例によることとする。 |
| | |
| | 第三款 運営に関する基準 |
| | _(利用料等の受領)_ |
| | 第四百三十条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービ |
| | スに該当する指定介護療養施設サービスを提供した際には、入院患者から |
| | 利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型指定介 |
| | 護療養型医療施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た |
| | |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| | 額の支払を受けるものとする。 |
| | 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、法定代理受領サービスに該当し |
| | ない指定介護療養施設サービスを提供した際に入院患者から支払を受け |
| | <u>る利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じ</u> |
| | ないようにしなければならない。 |
| | 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、前二項の支払を受ける額のほ |
| | ー か、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。 |
| | |
| | |
| | 号に規定する食費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所 |
| | 者介護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型 |
| | 医療施設に支払われた場合は、同条第二項第一号に規定する食費の負担 |
| | 限度額) を限度とする。) |
| | 二 居住に要する費用(法第五十一条の三第一項の規定により特定入所者 |
| | 介護サービス費が入院患者に支給された場合は、同条第二項第二号に規 |
| | 定する居住費の基準費用額(同条第四項の規定により当該特定入所者介 |
| | 護サービス費が入院患者に代わり当該ユニット型指定介護療養型医療 |
| | 施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限 |
| | 度額) を限度とする。) |
| | 三 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な病室の提供を |
| | 行ったことに伴い必要となる費用 |
| | 四 知事が定める基準に基づき入院患者が選定する特別な食事の提供を |
| | 行ったことに伴い必要となる費用 |
| | 五 理美容代 |
| | |
| | される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用 |
| | であって、その入院患者に負担させることが適当と認められるもの |
| | 4 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、知事が別に定める |
| | ところによるものとする。 |
| | 5 ユニット型指定介護療養型医療施設は、第三項各号に掲げる費用の額に |
| | 係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入院患者又はその家族に |
| | 対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、 |
| | 入院患者の同意を得なければならない。ただし、同項第一号から第四号ま |
| 1 | AND TANDER CINE CINE OF ON |

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | でに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。 |
| | <u>(指定介護療養施設サービスの取扱方針)</u> 第四百三十一条 指定介護療養施設サービスの取扱方針に係る基準は、省令 |
| | 第四十三条に規定する基準の例によることとする。 |
| | <u>(看護及び医学的管理の下における介護)</u> 第四百三十二条 看護及び医学的管理の下における介護に係る基準は、省令 第四十四条に規定する基準の例によることとする。 |
| | (食事) 第四百三十三条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、栄養並びに入院患者の心身の状況及び嗜(し)好を考慮した食事を提供しなければならない。 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入院患者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保しなければならない。 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入院患者が共同生活室で食事をとることを支援しなければならない。 |
| | (その他のサービスの提供) 第四百三十四条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の嗜(し) 好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入院患者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。 2 ユニット型指定介護療養型医療施設は、常に入院患者の家族との連携を図るとともに、入院患者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。 (運営規程) |

| 改正案 | 現行 |
|-----|--|
| 以止余 | 第四百三十五条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の |
| | 第四日二十五末 |
| | 一施設の目的及び運営の方針 |
| | 二 従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| | 三人院患者の定員 |
| | 四 ユニットの数及びユニットごとの入院患者の定員 |
| | 五 入院患者に対する指定介護療養施設サービスの内容及び利用料その |
| | 他の費用の額 |
| | 六 施設の利用に当たっての留意事項 |
| | 七 非常災害対策 |
| | |
| | 九 その他施設の運営に関する重要事項 |
| | |
| | _(勤務体制の確保等)_ |
| | 第四百三十六条 勤務体制の確保等に係る基準は、省令第四十八条に規定す |
| | る基準の例によることとする。 |
| | |
| | _(定員の遵守)_ |
| | 第四百三十七条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、ユニットごとの入 |
| | 院患者の定員及び病室の定員を超えて入院させてはならない。ただし、災 |
| | 害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 |
| | (2#4-171) |
| | |
| | 第四百三十八条第三百九十一条から第三百九十七条まで、第三百九十九 |
| | 条、第四百一条から第四百三条の三まで、第四百七条から第四百十条まで、 |
| | 第四百十二条の二及び第四百十四条から第四百二十四条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、 |
| | 第三百九十一条中「第六条」とあるのは「第五十条において準用する省令 |
| | 第六条」と、第三百九十二条中「第六条の二」とあるのは「第五十条にお |
| | いて準用する省令第六条の二」と、第四百二条中「第十六条」とあるのは |
| | 「第五十条において準用する省令第十六条」と、第四百八条中「第二十二 |
| | 条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十二条」と、第四百 |
| | 九条第二項中「この節」とあるのは「第五節第三款」と、第四百十条中「第 |

| 改正案 | 現行 |
|--------------------------------------|---|
| 以止余 | 四百一条」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百一条」と、同条第三号及び第四百二十四条第二項第五号中「第四百二十条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百二十条第二項」と、第四百十条第四号及び第四百二十四条第二項第六号中「第三十四条第三項」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条第三項」と、第四百十二条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第二十八条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十八条」と、第四百十八条中「第三十条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条」と、第四百二十二条中「第三十四条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条」と、第四百二十二条中「第三十四条」とあるのは「第五十条において準用する省令第三十四条の二」と、第四百二十四条第二項第二号中「第三百九十七条第二項」とあるのは「第四百三十八条において準用する第三百九十七条第二項」と、同項第三号中「第十四条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と、同項第四号中「第四百七条」とあるのは「第四百三十八条において準用する第四百七条」と読み替えるものとする。 |
| | 第六節 雑則 (電磁的記録等) 第四百三十八条の二 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(第三百九十四条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。)及び第三百九十七条第一項(第四百三十八条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができる。 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付等のうち、この章の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。 |
| 第五章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基 準 | 第五章の二 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基 準 |

 改正案
 現 行

 第一節~第三節 (略)
 第一節~第三節 (略)

 第四節 運営に関する基準
 第四節 運営に関する基準

 第四百三十八条の七~第四百三十八条の十八 (略)
 第四百三十八条の七~第四百三十八条の十八 (略)

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第四百三十八条の十九 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力医療機関その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第四百三十八条の二十~第四百三十八条の三十三 (略)

(協力医療機関等)

- 第四百三十八条の三十四 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関(第三号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。)を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。
- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対 応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 <u>当該介護医療院からの診療の求めがあった場合において診療を行う</u> 体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護医療院の医師又は 協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認 められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保しているこ と。
- 2 <u>介護医療院は、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、</u>知事に届け出なければならない。
- <u>3</u> 介護医療院は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時 等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合にお

(必要な医療の提供が困難な場合等の措置等)

第四百三十八条の十九 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

第四百三十八条の二十~第四百三十八条の三十三 (略

(協力病院)

第四百三十八条の三十四 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

いては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の 対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

6 (略)

(掲示)

- 第四百三十八条の三十五 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、<u>協力医療機関</u>、利用料その他 のサービスの選択に資すると認められる重要事項<u>(以下この条において単</u> に「重要事項」という。) を掲示しなければならない。
- 2 介護医療院は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、 かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定 による掲示に代えることができる。
- <u>3</u> 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百三十八条の三十六~第四百三十八条の四十の二 (略)

<u>(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資</u>する方策を検討するための委員会の設置)

第四百三十八条の四十の三 介護医療院は、当該介護医療院における業務の 効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促 進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テ レビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開 催しなければならない。

第四百三十八条の四十一・第四百三十八条の四十二 (略)

現行

(新設)

2 (略)

(掲示)

- 第四百三十八条の三十五 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所 に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 介護医療院は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第四百三十八条の三十六~第四百三十八条の四十の二 (略)

(新設)

第四百三十八条の四十一・第四百三十八条の四十二 (略)

第五節・第六節 (略)

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等

第一節·第二節 (略)

第三節 介護予防訪問入浴介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第四百八十八条の二~第四百九十二条の三 (略)

(掲示)

第四百九十二条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第四百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。

を掲示しなければならない。

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を当該指 定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者 に自由に閲覧させることにより、<u>前項</u>の規定による掲示に代えることがで きる。
- <u>3</u> 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第四百九十二条の五~第四百九十二条の十一(略)

(記録の整備)

第四百九十三条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問 入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年 間保存しなければならない。
 - 一 第四百八十八条の十三第二項の規定による提供した具体的なサービ

現行

第五節・第六節 (略)

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等

第一節·第二節 (略)

第三節 介護予防訪問入浴介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第四百八十八条の二~第四百九十二条の三 (略)

(掲示)

- 第四百九十二条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第四百九十二条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、<u>同項</u>の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

第四百九十一条の五~第四百九十一条の十一 (略

(記録の整備)

第四百九十三条 (略)

- 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問 入浴介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年 間保存しなければならない。
- 一 第四百八十八条の十三第二項に規定する提供した具体的なサービス

の内容等の記録

スの内容等の記録

- 二 <u>省令第五十七条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u> の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 第四百八十九条の三の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第四百九十二条の八第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 五 省令第五十三条の十第二項<u>の規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第四百九十四条 (略)

第五款 (略)

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準 第四百九十七条~第四百九十九条 (略)

(準用)

第五百条 第一款、第四款(第四百八十八条の九、第四百八十九条第一項、 第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに第四百九十四条を除く。)及 び前款の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用す る。この場合において、第四百八十八条の二中「第四十九条の二」とある のは「第六十一条において準用する省令第四十九条の二」と、第四百八十 八条の三中「第四十九条の三」とあるのは「第六十一条において準用する 省令第四十九条の三」と、第四百八十八条の十三第一項中「内容、当該指 定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用 者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」 と、第四百八十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介 護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、 同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百八十九条の二中「法 定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは 「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第四百九十二条の二の二中「第五 十三条の二の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三 条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第 六十一条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四 第一項中「第四百九十二条」とあるのは「第五百条において準用する第四

(新設)

- 二 第四百八十九条の三に規定する市町村への通知に係る記録
- 三 第四百九十二条の八第二項に規定する苦情の内容等の記録
- <u>四</u> 省令第五十三条の十第二項<u>に規定する</u>事故の状況及び事故に際して 採った処置についての記録

現行

第四百九十四条 (略)

第五款 (略)

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準 第四百九十七条~第四百九十九条 (略)

(準用)

第五百条 第一款、第四款(第四百八十八条の九、第四百八十九条第一項、 第四百九十二条の八第五項及び第六項並びに第四百九十四条を除く。)及 び前款の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用す る。この場合において、第四百八十八条の二中「第四十九条の二」とある のは「第六十一条において準用する省令第四十九条の二」と、第四百八十 八条の三中「第四十九条の三」とあるのは「第六十一条において準用する 省令第四十九条の三」と、第四百八十八条の十三第一項中「内容、当該指 定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用 者に代わって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」 と、第四百八十九条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介 護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、 同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第四百八十九条の二中「法 定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは 「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第四百九十二条の二の二中「第五 十三条の二の二 | とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三 条の二の二」と、第四百九十二条の三中「第五十三条の三」とあるのは「第 六十一条において準用する省令第五十三条の三」と、第四百九十二条の四 第一項中「第四百九十二条」とあるのは「第五百条において準用する第四 百九十二条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」と、第四百九十三条第二項第二号中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と、同項第五号中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と読み替えるものとする。

第四節 (略)

第五節 介護予防訪問リハビリテーション

第一款~第四款 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百二十三条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、第五百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(第六号及び第五

百九十二条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第四百九十六条中「第五十七条」とあるのは「第六十一条において準用する省令第五十七条」と読み替えるものとする。

第四節 (略)

第五節 介護予防訪問リハビリテーション

第一款~第四款 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第五百二十三条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、第五百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(第六号及び第五百六十三条第六号において「構成員」という。)に

百六十三条第六号において「構成員」という。)により構成される会議 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、 利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参 加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等 の同意を得なければならない。)をいう。第六号並びに第五百六十三条 第一号及び第六号において同じ。)を通じる等の適切な方法により、利 用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全 般の状況の的確な把握を行うものとすること。

二~十四 (略)

第六節〜第八節 (略) 第九節 介護予防短期入所生活介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第五百七十一条〜第五百七十六条 (略)

(定員の遵守)

第五百七十七条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準 第二条第一項に規定する担当職員及び同条第二項に規定する介護支援専 門員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認め た者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介 護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利 用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、同項 各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生 活介護を行うことができるものとする。

第五百七十八条~第五百七十九条 (略)

<u>(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資</u>する方策を検討するための委員会の設置)

第五百七十九条の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質

より構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。第六号並びに第五百六十三条第一号及び第六号において同じ。)を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとすること。

二~十四 (略)

第六節〜第八節 (略) 第九節 介護予防短期入所生活介護 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第五百七十一条〜第五百七十六条 (略)

(定員の遵守)

第五百七十七条 (略)

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準 第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第五百七十八条~第五百七十九条 (略)

(新設)

の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

(記録の整備)

第五百八十条 (略)

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
- 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 省令第百三十六条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三に<u>の規定による</u>市町村へ の通知に係る記録
- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 六 省令第百四十二条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規</u> 定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百八十一条 (略)

第五款~第七款 (略)

第十節 介護予防短期入所療養介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

(対象者)

第六百十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能

(記録の整備)

第五百八十条 (略)

- 2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>に規定する</u>提供 した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 省令第百三十六条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通 知に係る記録
- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 六 省令第百四十二条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規</u> 定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百八十一条 (略)

第五款~第七款 (略)

第十節 介護予防短期入所療養介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

(対象者)

第六百十四条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者の心身の状況若しくは病状により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に入所して看護、医学的管理の下における介護及び機能

訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室<u>又は診療所</u>の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第六百十五条~第六百十七条 (略)

(定員の遵守)

- 第六百十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者 数以上の利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入 所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養 介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防 短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この款におい て同じ。)に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはなら ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。
 - 一 (略)
 - 二 療養病床を有する病院<u>又は</u>診療所である指定介護予防短期入所療養 介護事業所にあっては、<u>療養病床</u>に係る病床数及び<u>療養病床</u>に係る病室 の定員を超えることとなる利用者数

三・四 (略)

(記録の整備)

第六百十九条 (略)

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項の規定による提

訓練その他必要な医療等を受ける必要がある者を対象に、介護老人保健施設若しくは介護医療院の療養室、病院の療養病床に係る病室、診療所の指定介護予防短期入所療養介護を提供する病室又は病院の老人性認知症疾患療養病棟において指定介護予防短期入所療養介護を提供するものとする。

第六百十五条~第六百十七条 (略)

(定員の遵守)

- 第六百十八条 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者 数以上の利用者(当該指定介護予防短期入所療養介護事業者が指定短期入 所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防短期入所療養 介護の事業と指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一 体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定介護予防 短期入所療養介護又は指定短期入所療養介護の利用者。以下この款におい て同じ。)に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはなら ない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この 限りでない。
 - 一 (略)
 - 二 療養病床を有する病院<u>若しくは</u>診療所<u>又は老人性認知症疾患療養病棟を有する病院</u>である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあっては、<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病床数及び<u>療養病床又は老人性認知症疾患療養病棟</u>に係る病室の定員を超えることとなる利用者数
 - 三・四 (略)

(記録の整備)

第六百十九条 (略)

- 2 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、利用者に対する指定介護予防 短期入所療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
- 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項に規定する提供

供した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 省令第百九十一条第二項<u>の規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 六 省令第百九十五条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規</u> 定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六百二十条 第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八 十八条の九、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九 条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二の二、 第四百九十二条の四、第四百九十二条の五、第四百九十二条の七から第四 百九十二条の十一まで(第四百九十二条の九第二項を除く。)、第五百五 十八条の二、第五百五十九条、第五百七十一条、第五百七十二条第二項、 第五百七十八条、五百七十九条及び第五百七十九条の二の規定は、指定介 護予防短期入所療養介護の事業について準用する。この場合において、第 四百八十八条の三中「第四十九条の三」とあるのは「第百九十五条におい て準用する省令第四十九条の三」と、第四百九十二条の二の二中「第五十 三条の二の二」とあるのは「第百九十五条において準用する省令第五十三 条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「第四百九十二条」とある のは「第六百十七条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介 護予防短期入所療養介護従業者」と、第四百九十二条の五中「第五十三条 の五」とあるのは「第百九十五条において準用する省令第五十三条の五」 と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第百九十五条 において準用する省令第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第 五十三条の十の二」とあるのは「第百九十五条において準用する省令第五 十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第三項及び第四項中「介護予防 通所リハビリテーション従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護 従業者」と、第五百五十九条中「第百二十一条」とあるのは「第百九十五 条において準用する省令第百二十一条」と、第五百七十一条中「第百三十 した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 省令第百九十一条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、そ の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通 知に係る記録
- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 六 省令第百九十五条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規</u> 定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六百二十条 第四百八十八条の三から第四百八十八条の七まで、第四百八 十八条の九、第四百八十八条の十、第四百八十八条の十三、第四百八十九 条の二、第四百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二の二、 第四百九十二条の四、第四百九十二条の五、第四百九十二条の七から第四 百九十二条の十一まで(第四百九十二条の九第二項を除く。)、第五百五 十八条の二、第五百五十九条、第五百七十一条、第五百七十二条第二項、 第五百七十八条及び第五百七十九条の規定は、指定介護予防短期入所療養 介護の事業について準用する。この場合において、第四百八十八条の三中 「第四十九条の三」とあるのは「第百九十五条において準用する省令第四 十九条の三」と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあ るのは「第百九十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第 四百九十二条の四第一項中「第四百九十二条」とあるのは「第六百十七条」 と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養 介護従業者」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第 百九十五条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の 十中「第五十三条の十」とあるのは「第百九十五条において準用する省令 第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」 とあるのは「第百九十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、 第五百五十八条の二第三項及び第四項中「介護予防通所リハビリテーショ ン従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、第五百五 十九条中「第百二十一条」とあるのは「第百九十五条において準用する省 令第百二十一条」と、第五百七十一条中「第百三十三条」とあるのは「第 三条」とあるのは「第百九十五条において準用する省令第百三十三条」と読み替えるものとする。

第五款 (略)

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目·第二目 (略)

第三目 運営に関する基準

第六百三十一条~第六百三十三条 (略)

(定員の遵守)

第六百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

(削る)

二 (略)

第六百三十五条 (略)

第四目 (略)

第十一節 介護予防特定施設入居者生活介護

百九十五条において準用する省令第百三十三条」と読み替えるものとする。

第五款 (略)

第六款 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業の基本方針、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目・第二目 (略)

第三目 運営に関する基準

第六百三十一条~第六百三十三条 (略)

(定員の遵守)

第六百三十四条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、次に 掲げる利用者(当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業とユニット型指定短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所におけるユニット型指定介護予防短期入所療養介護又はユニット型指定短期入所療養介護の利用者。以下この条において同じ。)数以上の利用者に対して同時に指定介護予防短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 (略)

二 ユニット型指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防 短期入所療養介護事業所にあっては、利用者を当該ユニット型指定介護 療養型医療施設の入院患者とみなした場合において入院患者の定員及 び病室の定員を超えることとなる利用者数

三 (略)

第六百三十五条 (略)

第四目 (略)

第十一節 介護予防特定施設入居者生活介護

| 改正案 | 現行 |
|---|------------------------------------|
| 第一款~第三款 (略) | 第一款~第三款 (略) |
| 第四款 運営に関する基準 | 第四款 運営に関する基準 |
| 第六百四十五条~第六百四十九条 (略) | 第六百四十五条~第六百四十九条 (略) |
| (口腔衛生の管理) 第六百四十九条の二 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用 者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう 、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理 を計画的に行わなければならない。 | <u>(新設)</u> |
| 第六百五十条~第六百五十二条 (略) | 第六百五十条~第六百五十二条 (略) |
| (協力医療機関等) | (協力医療機関等) |
| 第六百五十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の | 第六百五十三条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の |
| 病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなけ | 病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなけ |
| ればならない。 | ればならない。 |
| 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協 | |
| 力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関 | |
| を定めるように努めなければならない。 | (新設) |
| 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対 | |
| <u>応を行う体制を、常時確保していること。</u> | (新設) |
| 二 当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求め | <u> </u> |
| があった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。 | (新設) |
| 3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、一年に一回以上、協力 医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとと | |
| を療機関との間で、利用者の物状が必要した場合等の対応を確認すること もに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。 | |
| 4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機 | |
| 関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなけれ | |
| ばならない。 | (-br11) |
| <u> </u> | |
| 協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関と | |
| の間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならな | |

現行

V 10

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関 その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可 能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに入 居させることができるように努めなければならない。

<u>7</u> (略)

第六百五十四条 (略)

(記録の整備)

第六百五十五条 (略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第六百四十八条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内 容等の記録
- 三 省令第二百三十九条第二項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第六百五十二条第三項の規定による結果等の記録
- 五 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- 六 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 七 省令第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十第二項の 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六百五十六条 第四百八十八条の五、第四百八十八条の六、第四百八十九 条の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の二の二、第四百九十二 条の四から第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十 二条の十一まで、第五百七十八条、第五百七十八条の二及び第五百七十九 条の二の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準 (新設)

2 (略)

第六百五十四条 (略)

(記録の整備)

第六百五十五条 (略)

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定介 護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第六百四十八条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容 等の記録
- 三 省令第二百三十九条第二項<u>に規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 第六百五十二条第三項に規定する結果等の記録
- 五 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通 知に係る記録
- 六 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 七 省令第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第六百五十六条 第四百八十八条の五、第四百八十八条の六、第四百八十九 条の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の二の二、第四百九十二 条の四から第四百九十二条の十一まで(第四百九十二条の九第二項を除 く。)、第五百七十八条及び第五百七十八条の二の規定は、指定介護予防 特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第

用する。この場合において、第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、「第四百九十二条」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第百三十九条の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第百三十九条の二」と読み替えるものとする。

第五款 (略)

第六款 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目~第三目 (略)

第四目 運営に関する基準

第六百六十九条~第六百七十一条 (略)

(記録の整備)

第六百七十二条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利 用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
- 二 第六百七十四条第二項<u>の規定による</u>受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- 三 前条第八項の規定による結果等の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三の規定による市町村への

四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防特定施設従業者」と、同条中「第四百九十二条」とあるのは「第六百五十一条」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」とあるのは「第二百四十五条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二中「第百三十九条の二」と読み替えるものとする。

第五款 (略)

第六款 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活 介護の事業の基本方針、人員、設備及び運営並びに介護 予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第一目~第三目 (略)

第四目 運営に関する基準

第六百六十九条~第六百七十一条 (略)

(記録の整備)

第六百七十二条 (略)

- 2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利 用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 (略)
 - 二 第六百七十四条第二項<u>に規定する</u>受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
 - 三 前条第八項に規定する結果等の記録
- 四 次条において準用する第四百八十九条の三に規定する市町村への通

通知に係る記録

- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 六 省令第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の</u> 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 次条において準用する第六百四十八条第二項<u>の規定による</u>提供した 具体的なサービスの内容等の記録
- 八 省令第二百六十二条において準用する省令第二百三十九条第二項<u>の</u> 規定による</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況 並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 次条において準用する第六百五十二条第三項<u>の規定による</u>結果等の 記録

(準用)

第六百七十三条 第四百八十八条の五、第四百八十八条の六、第四百八十九 条の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の二の二、第四百九十二 条の四から第四百九十二条の八まで、第四百九十二条の十から第四百九十 二条の十一まで、第五百七十八条、第五百七十八条の二、第六百四十六条 から第六百四十九条まで、第六百五十条及び第六百五十二条から第六百五 十四条までの規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生 活介護の事業について準用する。この場合において、第四百九十条中「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」 と、第四百九十二条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二 百六十二条において準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二 条の四第一項中「第四百九十二条」とあるのは「第六百七十条」と、「介 護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特 定施設従業者」と、第四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは 「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十 二条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予 防特定施設及び受託介護予防サービス事業所」と、第四百九十二条の十中 「第五十三条の十」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第 五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」と あるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、 知に係る記録

- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 六 省令第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- 七 次条において準用する第六百四十八条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 八 省令第二百六十二条において準用する省令第二百三十九条第二項<u>に</u> <u>規定する</u>身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並 びに緊急やむを得ない理由の記録
- 九 次条において準用する第六百五十二条第三項<u>に規定する</u>結果等の記録

(準用)

第六百七十三条 第四百八十八条の五、第四百八十八条の六、第四百八十九 条の二から第四百九十一条まで、第四百九十二条の二の二、第四百九十二 条の四から第四百九十二条の十一まで(第四百九十二条の九第二項を除 く。)、第五百七十八条、第五百七十八条の二、第六百四十六条から第六 百五十条まで及び第六百五十二条から第六百五十四条までの規定は、外部 サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準 用する。この場合において、第四百九十条中「介護予防訪問入浴介護従業 者」とあるのは「指定介護予防特定施設の従業者」と、第四百九十二条の 二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百六十二条において準 用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の四第一項中「第四 百九十二条」とあるのは「第六百七十条」と、「介護予防訪問入浴介護従 業者」とあるのは「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と、第 四百九十二条の五中「第五十三条の五」とあるのは「第二百六十二条にお いて準用する省令第五十三条の五」と、第四百九十二条の六中「指定介護 予防訪問入浴介護事業所」とあるのは「指定介護予防特定施設及び受託介 護予防サービス事業所」と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」と あるのは「第二百六十二条において準用する省令第五十三条の十」と、第 四百九十二条の十の二中「第五十三条の十の二」とあるのは「第二百六十 二条において準用する省令第五十三条の十の二」と、第五百七十八条の二 第五百七十八条の二中「第百三十九条の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第百三十九条の二」と、第六百四十六条中「第二百三十五条」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令二百三十五条」と、第六百四十八条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第六百五十条中「第二百三十九条」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令二百三十九条」と、第六百五十二条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第五目 (略)

第十二節 介護予防福祉用具貸与 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第六百八十条~第六百八十四条 (略)

(掲示及び目録の備付け)

- 第六百八十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第六百八十一条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>重要事項</u>を記載した書面を事業所 に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、 前項の規定による掲示に代えることができる。
- 3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

4 (略)

(記録の整備)

第六百八十六条 (略)

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉 用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年 間保存しなければならない。
- 一 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項の規定による提

中「第百三十九条の二」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令第百三十九条の二」と、第六百四十六条中「第二百三十五条」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令二百三十五条」と、第六百四十八条第二項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、第六百五十条中「第二百三十九条」とあるのは「第二百六十二条において準用する省令二百三十九条」と、第六百五十二条中「指定介護予防特定施設入居者生活介護」とあるのは「基本サービス」と読み替えるものとする。

第五目 (略)

第十二節 介護予防福祉用具貸与 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第六百八十条~第六百八十四条 (略)

(掲示及び目録の備付け)

- 第六百八十五条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、第六百八十一条に規定する重要事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、<u>前項に規定する事項</u>を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(新設)

3 (略)

(記録の整備)

第六百八十六条 (略)

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉 用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年 間保存しなければならない。
- 一 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項に規定する提供

供した具体的なサービスの内容等の記録

- 二 <u>省令第二百七十八条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</u>
- 三 省令第二百七十三条第四項の規定による結果等の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- <u>五</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- <u>六</u> 省令第二百七十六条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の</u> <u>規定による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 (略)

第六百八十七条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第六百八十八条 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

第六百八十九条 指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針に係る基準は、省令第二百七十八条に規定する基準の例によることとする。

現行

した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 二 省令第二百七十三条第四項に規定する結果等の記録
- 三 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 五 省令第二百七十六条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に</u> 規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 六 (略)

第六百八十七条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第六百八十八条 (略)

(指定介護予防福祉用具貸与の具体的取扱方針)

- 第六百八十九条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与の 方針は、第六百七十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱 方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、主治の医師又は歯科 医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法に より、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の 日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、 かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目 録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与 価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得る こと。
 - 二 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第一項に規定す <u>る介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必</u> 要な支援を行うこと。
 - 三 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこと

> を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、 理解しやすいように説明を行うこと。

- 四 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
- 五 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体の状況 等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、 使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、 十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を 使用させながら使用方法の指導を行うこと。
- 六 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うこと。
- 七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機 能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供す るものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第六百九十条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその 置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予 防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内 容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を 作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具 販売の利用があるときは、第七百四条第一項に規定する特定介護予防福祉 用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(次項及び第七項において「モニタリング」という。)</u>を行うものとする。

(介護予防福祉用具貸与計画の作成)

第六百九十条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第七百四条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、<u>モニタリング</u>を行うものとする。<u>ただし、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行う</u>ものとする。

現行

 $6 \sim 8$ (略)

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準 第六百九十一条 (略)

(準用)

第六百九十二条 第四百八十八条の二から第四百八十八条の八まで、第四百 八十八条の十から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四 百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二の二、第四百九十 二条の五から第四百九十二条の十一まで(第四百九十二条の八第五項及び 第六項を除く。) 並びに第五百五十八条の二第一項、第二項及び第四項並 びに第一款、第二款(第六百七十七条を除く。)、第三款、第四款(第六 百八十条第一項及び第六百八十七条を除く。) 及び前款の規定は、基準該 当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 四百八十八条の二中「第四十九条の二」とあるのは「第二百八十条におい て準用する省令第四十九条の二」と、第四百八十八条の三中「第四十九条 の三」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第四十九条の三」 と、第四百八十八条の四中「同じ。)」とあるのは「同じ。)、取り扱う 福祉用具の種目」と、第四百八十八条の八第二項中「適切な指導」とある のは「適切な相談又は助言」と、第四百八十八条の十二中「介護予防訪問 入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四百八十八条の十三第一項 中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三 条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス 費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第四百 八十九条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入 浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第四百九十二 条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十条において 準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の五中「第五十三 条の五」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の五」 と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第二百八十条 において準用する省令第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第 五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五 十三条の十の二」と、第五百五十八条の二第二項中「処遇」とあるのは「サ $6 \sim 8$ (略)

第六款 基準該当介護予防サービスに関する基準 第六百九十一条 (略)

(準用)

第六百九十二条 第四百八十八条の二から第四百八十八条の八まで、第四百 八十八条の十から第四百八十八条の十三まで、第四百八十九条の二、第四 百八十九条の三、第四百九十一条、第四百九十二条の二の二、第四百九十 二条の五から第四百九十二条の十一まで(第四百九十二条の八第五項及び 第六項を除く。) 並びに第五百五十八条の二第一項、第二項及び第四項並 びに第一款、第二款(第六百七十七条を除く。)、第三款、第四款(第六 百八十条第一項及び第六百八十七条を除く。) 及び前款の規定は、基準該 当介護予防福祉用具貸与の事業について準用する。この場合において、第 四百八十八条の二中「第四十九条の二」とあるのは「第二百八十条におい て準用する省令第四十九条の二」と、第四百八十八条の三中「第四十九条 の三」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第四十九条の三」 と、第四百八十八条の四中「同じ。)」とあるのは「同じ。)、取り扱う 福祉用具の種目」と、第四百八十八条の八第二項中「適切な指導」とある のは「適切な相談又は助言」と、第四百八十八条の十二中「介護予防訪問 入浴介護従業者」とあるのは「従業者」と、第四百八十八条の十三第一項 中「提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三 条第四項の規定により利用者に代わって支払を受ける介護予防サービス 費の額」とあるのは「提供の開始日及び終了日、種目、品名」と、第四百 八十九条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入 浴介護」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、第四百九十二 条の二の二中「第五十三条の二の二」とあるのは「第二百八十条において 準用する省令第五十三条の二の二」と、第四百九十二条の五中「第五十三 条の五」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五十三条の五」 と、第四百九十二条の十中「第五十三条の十」とあるのは「第二百八十条 において準用する省令第五十三条の十」と、第四百九十二条の十の二中「第 五十三条の十の二」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第五 十三条の十の二 | と、第五百五十八条の二第二項中「処遇 | とあるのは「サ ービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第六百七十八条中「第二百六十七条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百六十七条」と、第六百八十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六百八十四条中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」と、第六百八十六条第二項第二号中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」とあるのは「第二百七十六条」とあるのは「第二百八十条」と、同項第六号中「第二百七十六条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」とあるのは「第二百八十条」と、第六百八十九条中「第二百七十八条」と読み替えるものとする。

第十三節 特定介護予防福祉用具販売 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第六百九十七条〜第六百九十九条 (略)

(記録の整備)

第七百条 (略)

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護 予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
- 一 第六百九十七条<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の 記録
- 二 <u>省令第二百九十一条第八号の規定による身体的拘束等の態様及び時</u>間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 五 省令第二百八十九条において準用する省令第五十三条の十第二項の

ービスの利用」と、同条第四項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、第六百七十八条中「第二百六十七条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百六十七条」と、第六百八十条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第六百八十四条中「第二百七十三条」とあるのは「第二百八十条において準用する省令第二百七十三条」と読み替えるものとする。

第十三節 特定介護予防福祉用具販売 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第六百九十七条〜第六百九十九条 (略)

(記録の整備)

第七百条 (略)

- 2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護 予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
- 一 第六百九十七条<u>に規定する</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 二 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 四 省令第二百八十九条において準用する省令第五十三条の十第二項に

| 改正案 |
|--------------------------------|
| 規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 |
| <u>六</u> (略) |
| |
| 第七百一条 (略) |

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第七百二条 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

第七百三条 指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針に係る基準 は、省令第二百九十一条に規定する基準の例によることとする。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成) 第七百四条 (略) 現行

規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 五 (略)

第七百一条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第七百二条 (略)

(指定特定介護予防福祉用具販売の具体的取扱方針)

- 第七百三条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売の 方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の 状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具 が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に 応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、 使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防 福祉用具の販売に係る同意を得ること。
 - 二 指定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、次条第一項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うこと。
 - 三 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定介 護予防福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行うこと。
 - 四 指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の 状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定 介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利 用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に 当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこ と。
 - 五 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付け られる場合には、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由が 記載されるように必要な措置を講ずること。

(特定介護予防福祉用具販売計画の作成)

第七百四条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置

現行

 $2 \sim 4$ (略)

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具 販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該 特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行う ものとする。

第十四節 (略)

附則

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 次に掲げる厚生省令又は厚生労働省令(以下この条及び次条において「基準省令」という。)の本則に規定する条例で定めるに当たっての基準であって、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置(条例を定めるに当たっての基準とされるものを含む。以下「基準省令経過措置」という。)の適用を受けるもの(以下この条及び次条第二項において「特例基準」という。)に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

 $-\sim$ 三 (略)

四 削除

五·六 (略)

第三条~第七条 (略)

かれている環境を踏まえて、指定介護予防福祉用具販売の目標、当該目標 を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等 を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。こ の場合において、指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予 防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

 $2 \sim 4$ (略)

(新設)

第十四節 (略)

附則

第一条 (略)

(経過措置)

第二条 次に掲げる厚生省令又は厚生労働省令(以下この条及び次条において「基準省令」という。)の本則に規定する条例で定めるに当たっての基準であって、基準省令の制定又は改正に伴う経過措置(条例を定めるに当たっての基準とされるものを含む。以下「基準省令経過措置」という。)の適用を受けるもの(以下この条及び次条第二項において「特例基準」という。)に基づき、この条例に定めるべき基準として特例基準と同一の内容を本則に規定した場合における必要な経過措置は、基準省令経過措置の例による。

一~三 (略)

<u>四</u> 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準 五・六 (略)

第三条~第七条 (略)

改正案 現 行 介護保険法施行条例 介護保険法施行条例 第一章 (略) 第一章 (略) 第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 第二章 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基 進等 進等 第一節~第三節 (略) 第一節~第三節 (略) 第四節 訪問看護 第四節 訪問看護 第一款~第三款 (略) 第一款 (略) 第四款 運営に関する基準 第四款 運営に関する基準 第六十八条~第七十一条 (略) 第六十八条~第七十一条 (略) (指定訪問看護の具体的取扱方針) (指定訪問看護の具体的取扱方針) 第七十二条 指定訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第六十八条 第七十二条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるところによ に規定する基準の例によることとする。 るものとする。 一 指定訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携及び第 七十四条第一項に規定する訪問看護計画書に基づき、利用者の心身の機 能の維持回復を図るよう妥当適切に行うこと。 二 指定訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利 用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいよ うに指導又は説明を行うこと。 三 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適切な看護 技術をもって、これを行うこと。 四 指定訪問看護の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及 びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対 し、適切な指導を行うこと。 五 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。 第七十三条~第七十七条 (略) 第七十三条~第七十七条 (略) (記録の整備) (記録の整備) 第七十八条 (略) 第七十八条 (略)

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次

2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次

に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

 $-\sim$ 三 (略)

- 四 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 五 <u>省令第六十八条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u> の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>六</u> 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係 る記録
- 七 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- <u>八</u> 省令第七十四条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u> る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 訪問リハビリテーション 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第八十三条・第八十四条 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第八十五条 指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、 省令第八十条に規定する基準の例によることとする。 現行

に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

 $-\sim$ 三 (略)

四 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

(新設)

- 五 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- <u>六</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 七 省令第七十四条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五節 訪問リハビリテーション 第一款 (略) 第二款 人員に関する基準

第八十三条・第八十四条 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第八十五条 指定訪問リハビリテーションの提供は、指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(次条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次 条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心 身機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行 うこと。
 - 二 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
 - 三 常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的

改正案 現 行

確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

- 四 それぞれの利用者について、次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療録その他の診療に関する記録(第九十五条第二項第四号及び第百四十一条第五項において「診療記録」という。)を作成するとともに、医師に報告すること。
- 五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次 条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十一条第 一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及 びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言 語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定 居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等を いう。以下同じ。)の担当者その他の関係者(以下この項、次条第五項 及び第八節第四款において「構成員」という。)により構成される会議 (テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」と いう。)を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又は その家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合 にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得 なければならない。)をいう。次条第五項及び第八節第四款において同 じ。) の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利 用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対 し、適切なサービスを提供すること。

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十六条 医師及び指定訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士<u>(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)</u>は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 · 3 (略)

4 <u>医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーシ</u>

(訪問リハビリテーション計画の作成)

第八十六条 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、当該サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2 • 3 (略)

(新設)

ョン計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

5 (略)

6 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事 業者(第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をい う。) の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(第一項に規 定する訪問リハビリテーション計画又は第百四十一条第一項に規定する 通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加 を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援 専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第 八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の担 当者その他の関係者(第八節第四款において「構成員」という。)により 構成される会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電 話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。ただし、 利用者又はその家族(以下この項において「利用者等」という。)が参加 する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同 意を得なければならない。)をいう。第八節第四款において同じ。)の開 催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環 境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハ ビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供 内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場 合については、第百四十一条第一項から第五項までに規定する運営に関す る基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているもの とみなすことができる。

第八十七条 (略)

(記録の整備)

第八十八条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビ リテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。

4 (略)

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者 (第百三十七条に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百四十一条第一項から<u>第四項</u>までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十七条 (略)

(記録の整備)

第八十八条 (略)

2 指定訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定訪問リハビ リテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。

- 一 (略)
- 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 三 <u>省令第八十条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その</u>際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- <u>五</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 六 省令第八十三条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u>る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第八十九条~第九十四条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第九十五条 指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針に係る基準は、省令第八十九条に規定する基準の例によることとする。

現行

- 一 (略)
- 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

(新設)

- 三 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 五 省令第八十三条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第八十九条~第九十四条 (略)

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

- 第九十五条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に 掲げるところによるものとする。
 - 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等により常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学的管理又は歯科医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言等を行うこと。
 - 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族から の介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又はその家族 に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指導又は助 言を行うこと。
 - 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言について は、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めなければな らないこと。
 - 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | 事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅 |
| | サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。 |
| | 五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対す |
| | る情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参 |
| | 加することにより行わなければならないこと。 |
| | <u>六</u> 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難 |
| | な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し |
| | て、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行 |
| | <u>わなければならないこと。</u> |
| | 七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容に |
| | ついて、速やかに診療録に記録すること。 |
| | 2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによる |
| | <u>ものとする。</u> |
| | 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示 |
| | (薬局の薬剤師による指定居宅療養管理指導にあっては、医師又は歯科 |
| | 医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画) に基づ |
| | き、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立 |
| | <u>に資するよう、妥当適切に行う。</u> |
| | 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 |
| | とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し |
| | <u>やすいように指導又は説明を行う。</u> |
| | 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把 |
| | 握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 |
| | 四 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービ |
| | スが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業 |
| | 者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援 |
| | 事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅 |
| | サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。_ |
| | 五 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対す |
| | <u>る情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参</u> |
| | 加することにより行わなければならない。_ |
| | <u>六</u> 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難 |
| | な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| 改正案 | 現 行 て、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行 わなければならない。 七 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容に ついて、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報 告する。 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に 掲げるところによるものとする。 一 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示 に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活 の自立に資するよう、妥当適切に行う。 二 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し やすいように指導又は説明を行う。 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把 握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。 四 それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容に ついて、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報 |
| 第八十九条 (略) 第六節 居宅療養管理指導 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第九十三条〜第九十六条 (略) (記録の整備) 第九十七条 (略) 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 | 告する。 第八十九条 (略) 第六節 居宅療養管理指導 第一款~第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第九十三条~第九十六条 (略) (記録の整備) 第九十七条 (略) 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 |

- 2 指定居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。
 - 一 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録

78/95

なければならない。

サービスの内容等の記録

の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し

一 次条において準用する第二十条第二項に規定する提供した具体的な

- 二 <u>省令第八十九条第一項第五号、第二項第四号及び第三項第四号の規定</u> による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- 五 省令第九十一条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u>る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第九十八条 (略)

第七節 (略)

第八節 通所リハビリテーション

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百三十七条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この節及び第五百五十八条第四号において「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(第百四十一条第一項及び第六項において「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数に係る基準は、省令第百十一条に規定する基準の例によることとする。

第三款 (略)

第百三十九条 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第百四十条 指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針に係る基準は、省令第百十四条に規定する基準の例によることとする。

(新設)

- <u></u> 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- 三 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 四 省令第九十一条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第九十八条 (略)

第七節 (略)

第八節 通所リハビリテーション

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百三十七条 指定通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この節及び第五百五十八条第四号において「指定通所リハビリテーション事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下この節において「指定通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(第百四十条第二号並びに第百四十一条第一項及び第五項において「通所リハビリテーション従業者」という。)の員数に係る基準は、省令第百十一条に規定する基準の例によることとする。

第三款 (略)

第百三十九条 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第百四十条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指示及び次

改正案 現 行

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百四十一条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者(以下この条において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2·3 (略)

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院 した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該 医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者 に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

<u>5</u> (略)

<u>6</u> 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療

条第一項に規定する通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

- 二 通所リハビリテーション従業者は、指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。
- 三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用者の病 状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者 に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症である要介護者に対し ては、必要に応じ、その特性に対応したサービス提供ができる体制を整 えること。
- 四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

(通所リハビリテーション計画の作成)

第百四十一条 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者 (第三項及び第四項において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成しなければならない。

2·3 (略)

(新設)

<u>4</u> (略)

<u>5</u> 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療

録その他の診療に関する記録に記載する。

7 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項から第五項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第五項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百四十二条~第百四十四条 (略)

(記録の整備)

第百四十五条 (略)

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビ リテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>の規定による</u>提供した具体的 なサービスの内容等の記録
- 三 <u>省令第百十四条第四号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u> の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第二十七条<u>の規定による</u>市町村への通知に係 る記録
- 五 次条において準用する第三十八条第二項<u>の規定による</u>苦情の内容等 の記録
- <u>六</u> 省令第百十九条において準用する省令第三十七条第二項<u>の規定によ</u> る事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百四十六条 (略)

第九節~第十四節 (略)

記録に記載する。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百四十二条~第百四十四条 (略)

(記録の整備)

第百四十五条 (略)

- 2 指定通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定通所リハビ リテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第二十条第二項<u>に規定する</u>提供した具体的な サービスの内容等の記録

(新設)

- 三 次条において準用する第二十七条<u>に規定する</u>市町村への通知に係る 記録
- <u>四</u> 次条において準用する第三十八条第二項<u>に規定する</u>苦情の内容等の 記録
- 五 省令第百十九条において準用する省令第三十七条第二項<u>に規定する</u> 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第百四十六条 (略)

第九節~第十四節 (略)

第三章~第五章の二 (略)

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等

第一節・第二節 (略)

第三節 介護予防訪問入浴介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第四百八十八条の二~第四百八十八条の六 (略)

(心身の状況等の把握)

第四百八十八条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。第五百六十四条第一号及び第五百七十七条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第四百八十八条の八~第四百九十四条 (略)

第五款·第六款 (略)

第四節 介護予防訪問看護 第一款・第二款 (略) 第三款 設備に関する基準

第五百四条 (略)

2 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所は、事業の運営を行 うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看護の事業の用に 供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設 現行

第三章~第五章の二 (略)

第六章 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに 指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な 支援の方法に関する基準等

第一節・第二節 (略)

第三節 介護予防訪問入浴介護

第一款~第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第四百八十八条の二~第四百八十八条の六 (略)

(心身の状況等の把握)

第四百八十八条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。第五百二十四条第一号、第五百六十四条第一号及び第五百七十七条第二項において「指定介護予防支援等基準」という。)第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第四百八十八条の八~第四百九十四条 (略)

第五款・第六款 (略)

第四節 介護予防訪問看護 第一款・第二款 (略) 第三款 設備に関する基準

第五百四条 (略)

2 病院又は診療所である指定介護予防訪問看護事業所<u>(第五百十四条第十五号において「指定介護予防訪問看護を担当する医療機関」という。)</u>は、 事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の指定介護予防訪問看

備及び備品等を備えなければならない。

3 (略)

第四款 運営に関する基準

第五百五条~第五百十条の二 (略)

(記録の整備)

第五百十一条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

 $-\sim$ 三 (略)

- 四 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 五 <u>省令第七十六条第九号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、そ</u> の際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>六</u> 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- 七 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- <u>八</u> 省令第七十四条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百十二条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百十三条 (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第五百十四条 指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針に係る基準は、省令第七十六条に規定する基準の例によることとする。

現行

護の事業の用に供する区画を確保するとともに、指定介護予防訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

3 (略)

第四款 運営に関する基準

第五百五条~第五百十条の二 (略)

(記録の整備)

第五百十一条 (略)

2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対する指定介護予防訪問看護 の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存し なければならない。

 $-\sim$ 三 (略)

四 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>に規定する</u>提供 した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 五 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通 知に係る記録
- <u>六</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 七 省令第七十四条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規定</u> する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百十二条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百十三条 (略)

(指定介護予防訪問看護の具体的取扱方針)

第五百十四条 看護師等の行う指定介護予防訪問看護の方針は、第五百一条 に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

| 7 <i>L マ け</i> ** | TD 2- |
|-------------------|-----------------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | 一 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師 |
| | からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、 |
| | 利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活 |
| | <u>全般の状況の的確な把握を行うものとすること。</u> |
| | 二 看護師等(准看護師を除く。以下この条において同じ。)は、前号に |
| | 規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予 |
| | 防訪問看護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内 |
| | 容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問看護計画書を |
| | 作成し、主治の医師に提出しなければならないこと。 |
| | 三介護予防訪問看護計画書は、既に介護予防サービス計画が作成されて |
| | いる場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならないこと。 |
| | 四 看護師等は、介護予防訪問看護計画書の作成に当たっては、その主要 |
| | な事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得 |
| | なければならないこと。 |
| | 五 看護師等は、介護予防訪問看護計画書を作成した際には、当該介護予 |
| | 防訪問看護計画書を利用者に交付しなければならないこと。 |
| | 六 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、主治の医師との密接な連 |
| | 携及び第二号に規定する介護予防訪問看護計画書に基づき、利用者の心 |
| | 身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うものとすること。 |
| | 七 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨 |
| | とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解し |
| | やすいように指導又は説明を行うものとすること。 |
| | 八 指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に対応し、適 |
| | 切な看護技術をもってサービスの提供を行うものとすること。 |
| | 九 特殊な看護等については、これを行ってはならないこと。 |
| | 十 看護師等は、介護予防訪問看護計画書に基づくサービスの提供の開始 |
| | 時から、当該介護予防訪問看護計画書に記載したサービスの提供を行う |
| | 期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問看護計画 |
| | 書の実施状況の把握(次号及び第十三号において「モニタリング」とい |
| | |
| | 十一 看護師等は、モニタリングの結果も踏まえつつ、訪問日、提供した |
| | 看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成し、当該報告書の |
| | 内容について、当該指定介護予防支援事業者(法第五十八条第一項に規 |
| 1 | |

| 改正案 | 現行 |
|---------------------------|--|
| | 定する指定介護予防支援事業者をいう。以下この章において同じ。) に |
| | 報告するとともに、当該報告書について主治の医師に定期的に提出しな |
| | <u>ければならないこと。</u> |
| | 十二 指定介護予防訪問看護事業所の管理者は、介護予防訪問看護計画書 |
| | 及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行わ |
| | <u>なければならないこと。</u> |
| | 十三 看護師等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防 |
| | 訪問看護計画書の変更を行い、変更後の当該計画を主治の医師に提出し |
| | <u>なければならないこと。</u> |
| | 十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問看 |
| | 護計画書の変更について準用すること。 |
| | 十五 当該指定介護予防訪問看護事業所が指定介護予防訪問看護を担当 |
| | する医療機関である場合にあっては、第二号から第六号まで及び第十号 |
| | から前号までの規定にかかわらず、介護予防訪問看護計画書及び介護予 |
| | 防訪問看護報告書の作成及び提出は、診療録その他の診療に関する記録 |
| | (第五百二十四条第十号及び第五百三十三条第二項第四号において「診 東記録・しいこと、の記載する。 ていころこしができること |
| | 療記録」という。)への記載をもって代えることができること。 |
| 第五百十五条 (略) | 第五百十五条 (略) |
| | 第五百十五条 (略) |
| 第五節 介護予防訪問リハビリテーション | 第五節 介護予防訪問リハビリテーション |

第五節 介護予防訪問リハビリテーション 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第五百十九条·第五百二十条 (略)

(記録の整備)

第五百二十一条 (略)

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介 護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
- 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録

第五節 介護予防訪問リハビリテーション 第一款〜第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第五百十九条・第五百二十条 (略)

(記録の整備)

第五百二十一条 (略)

- 2 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介 護予防訪問リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>に規定する</u>提供 した具体的なサービスの内容等の記録

- 三 <u>省</u>令第八十六条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、 その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>市町村への 通知に係る記録
- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 六 省令第八十四条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規定</u> <u>による</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第五百二十二条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百二十三条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針 に係る基準は、省令第八十六条に規定する基準の例によることとする。

(新設)

- 三 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 五 省令第八十四条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規定</u> <u>する</u>事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 第五百二十二条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百二十三条 (略)

(指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第五百二十四条 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供は、指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この条において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。)が行うものとし、その方針は、第五百十六条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議(介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等(法第八条の二第十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(第六号及び第五百六十三条第六号において「構成員」という。)により構成される会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)をいう。第六号並

| Г | |
|-----|--------------------------------------|
| 改正案 | 現行 |
| | びに第五百六十三条第一号及び第六号において同じ。) を通じる等の適 |
| | 切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等 |
| | 利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとすること。 |
| | 二 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、前号に規定する |
| | 利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定介護予防訪問リ |
| | ハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス |
| | の内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防訪問リハビリ |
| | |
| | 三 介護予防訪問リハビリテーション計画は、既に介護予防サービス計画 |
| | が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければなら |
| | ないこと。 |
| | 四 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リ |
| | ハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又 |
| | はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならないこと。 |
| | 五 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問リ |
| | ハビリテーション計画を作成した際には、当該介護予防訪問リハビリテ |
| | ーション計画を利用者に交付しなければならないこと。 |
| | 六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リ |
| | ハビリテーション事業者(第五百五十五条に規定する指定介護予防通所 |
| | リハビリテーション事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、リハ |
| | ビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希 |
| | 望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防 |
| | - 訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標 |
| | |
| | のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合につい |
| | ては、第五百六十三条第二号から第五号までに規定する介護予防のため |
| | の効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第二号から |
| | 前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができるも |
| | のとすること。 |
| | 七 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、医師の指 |
| | 示及び介護予防訪問リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身機 |
| | 能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うも |
| | のとすること。 |
| I | |

| 改正案 | 現行 |
|-----------------------------------|---|
| | 八 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧 |
| | <u>に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーション</u> |
| | の観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導 |
| | <u>又は説明を行うものとすること。</u> |
| | 九 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術 |
| | の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものと |
| | <u>すること。</u> |
| | 十 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、それぞれの利用者につい |
| | て、介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況 |
| | 及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に |
| | 報告するものとすること。 |
| | 十一 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防訪問 |
| | <u>リハビリテーション計画に基づくサービスの提供の開始時から、当該介</u> |
| | 護予防訪問リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行う |
| | 期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防訪問リハビリ |
| | <u>テーション計画の実施状況の把握(次号及び第十二号において「モニタ</u> |
| | <u>リング」という。)を行うものとすること。</u> |
| | 十二 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリング |
| | の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービ |
| | ス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない |
| | <u>こと。</u> |
| | 十三 医師又は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、モニタリング |
| | の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防訪問リハビリテーション計画の |
| | <u>変更を行うものとすること。</u> |
| | 十四 第一号から第十二号までの規定は、前号に規定する介護予防訪問リ |
| | ハビリテーション計画の変更について準用すること。 |
| | |
| 第六節 介護予防居宅療養管理指導 | 第六節 介護予防居宅療養管理指導 |
| 第一款 基本方針 | 第一款 基本方針 |
| 第五百二十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理 | 第五百二十五条 指定介護予防サービスに該当する介護予防居宅療養管理 |
| 指導(以下この節において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。) | 指導(以下この節において「指定介護予防居宅療養管理指導」という。) |
| の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活 | の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活 |
| を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛 | を営むことができるよう、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士(歯科衛 |

生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款・第三款 (略) 第四款 運営に関する基準

第五百二十八条・第五百二十九条 (略)

(記録の整備)

第五百三十条 (略)

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防 居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
- 一 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 二 <u>省令第九十五条第一項第四号、第二項第四号及び第三項第四号の規定</u> による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並び に緊急やむを得ない理由の記録
- 三 次条において準用する第四百八十九条の三<u>の規定による</u>に規定する 市町村への通知に係る記録
- <u>四</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- 五 省令第九十三条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規定</u> による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百三十一条 (略)

第五款 (略)

第五百三十二条 (略)

生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を含む。<u>第五百三十三条第二項において同じ。</u>)又は管理栄養士が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第二款・第三款 (略) 第四款 運営に関する基準 第五百二十八条・第五百二十九条 (略)

(記録の整備)

第五百三十条 (略)

- 2 指定介護予防居宅療養管理指導事業者は、利用者に対する指定介護予防 居宅療養管理指導の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日 から二年間保存しなければならない。
- 一 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>に規定する</u>提供 した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

- 二 次条において準用する第四百八十九条の三<u>に規定する</u>市町村への通知に係る記録
- 三 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 四 省令第九十三条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規定</u>する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百三十一条 (略)

第五款 (略)

第五百三十二条 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--------------------------------------|--|
| (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) | (指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針) |
| 第五百三十三条 指定介護予防居宅療養管理指導の具体的取扱方針に係る | 第五百三十三条 医師又は歯科医師の行う指定介護予防居宅療養管理指導 |
| <u>基準は、省令第九十五条に規定する基準の例によることとする。</u> | <u>の方針は、次に掲げるところによるものとする。</u> |
| | 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、訪問診療等によ |
| | り常に利用者の病状及び心身の状況を把握し、計画的かつ継続的な医学 |
| | 的管理又は歯科医学的管理に基づいて、介護予防支援事業者等に対する |
| | 介護予防サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はそ |
| | の家族に対し、介護予防サービスの利用に関する留意事項、介護方法等 |
| | <u>についての指導、助言等を行うこと。</u> |
| | 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその |
| | 家族からの介護に関する相談に懇切丁寧に応ずるとともに、利用者又は |
| | その家族に対し、療養上必要な事項等について、理解しやすいように指 |
| | <u>導又は助言を行うこと。</u> |
| | 三 前号に規定する利用者又はその家族に対する指導又は助言について |
| | は、療養上必要な事項等を記載した文書を交付するよう努めること。 |
| | 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介 |
| | <u>護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護</u> |
| | 予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場 |
| | 合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予 |
| | 防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又 |
| | は助言を行うこと。 |
| | 五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に |
| | 対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議 |
| | に参加することにより行うこと。 |
| | <u>六 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難</u> |
| | な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に |
| | 対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付し |
| | て行うこと。 |
| | 七 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導 |
| | の内容について、速やかに診療録に記録すること。 |
| | 2 薬剤師の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるとこ |
| | ろによるものとする。 |
| | 一 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医 |

| 改正案 | 現行 |
|-----|-----------------------------------|
| | 師の指示(薬局の薬剤師による指定介護予防居宅療養管理指導にあって |
| | は、医師又は歯科医師の指示に基づき当該薬剤師が策定した薬学的管理 |
| | 指導計画)に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅におけ |
| | る日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。 |
| | 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行う |
| | ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、 |
| | 理解しやすいように指導又は説明を行うこと。 |
| | 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把 |
| | 握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。 |
| | 四 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介 |
| | 護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護 |
| | 予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場 |
| | 合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予 |
| | 防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又 |
| | は助言を行うものとする。 |
| | 五 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に |
| | 対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議 |
| | に参加することにより行わなければならない。 |
| | |
| | な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に |
| | 対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付し |
| | て行わなければならない。 |
| | |
| | の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科 |
| | 医師に報告すること。 |
| | 3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方 |
| | |
| | - 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医 |
| | 師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における |
| | 日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。 |
| | 二 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行う |
| | ことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、 |
| | 理解しやすいように指導又は説明を行う。 |
| 1 | |

現行

第七節 (略)

第八節 介護予防通所リハビリテーション

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

第五百五十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者の員数に係る基準は、省令第百十七条に規定する基準の例によることとする。

第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第五百五十六条の二~第五百五十九条 (略)

(記録の整備)

第五百六十条 (略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介 護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略)
- 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>の規定による</u>提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 省令第百二十五条第十一号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録四 次条において進用する第四百八十九条の三の規定による市町村への

- 三 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。
- 四 それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導 の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科 医師に報告するものとする。

第七節 (略)

第八節 介護予防通所リハビリテーション

第一款 (略)

第二款 人員に関する基準

第五百五十五条 指定介護予防通所リハビリテーションの事業を行う者(以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「指定介護予防通所リハビリテーション事業所」という。)ごとに置くべき指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる従業者(第五百六十三条第二号において「介護予防通所リハビリテーション従業者」という。)の員数に係る基準は、省令第百十七条に規定する基準の例によることとする。

第三款 (略)

第四款 運営に関する基準

第五百五十六条の二~第五百五十九条 (略)

(記録の整備)

第五百六十条 (略)

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対する指定介 護予防通所リハビリテーションの提供に関する次に掲げる記録を整備し、 その完結の日から二年間保存しなければならない。
 - 一 (略
 - 二 次条において準用する第四百八十八条の十三第二項<u>に規定する</u>提供 した具体的なサービスの内容等の記録

(新設)

三 次条において準用する第四百八十九条の三に規定する市町村への通

通知に係る記録

- 五 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>の規定による</u>苦情 の内容等の記録
- <u>六</u> 省令第百二十三条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>の規</u> 定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百六十一条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百六十二条 (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針 に係る基準は、省令第百二十五条に規定する基準の例によることとする。

現行

知に係る記録

- <u>四</u> 次条において準用する第四百九十二条の八第二項<u>に規定する</u>苦情の 内容等の記録
- 五 省令第百二十三条において準用する省令第五十三条の十第二項<u>に規</u> 定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第五百六十一条 (略)

第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五百六十二条 (略)

(指定介護予防通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

- 第五百六十三条 指定介護予防通所リハビリテーションの方針は、第五百五 十四条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次 に掲げるところによるものとする。
 - 一 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、主治の医師若しくは歯科医師からの情報伝達又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとすること。
 - 二 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定介護予防通所リハビ リテーションの提供に当たる介護予防通所リハビリテーション従業者 (以下この条において「医師等の従業者」という。)は、診療又は運動 機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希 望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、 当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を 行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成し なければならないこと。
 - 三 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当 たっては、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計 画の内容に沿って作成しなければならないこと。
 - 四 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当 たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用

| 改正案 | 現行 |
|-----|---|
| | 者の同意を得なければならないこと。 |
| | <u>五 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成した</u> |
| | 際には、当該介護予防通所リハビリテーション計画を利用者に交付しな |
| | ければならないこと。 |
| | |
| | ハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーショ |
| | ン会議(医師が参加した場合に限る。)の開催等を通じて、利用者の病 |
| | 状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員 |
| | と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリ |
| | テーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内 |
| | 容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作 |
| | 成した場合については、第五百二十四条第二号から第五号までに規定す |
| | <u> </u> |
| | もって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみな |
| | |
| | すことができるものとすること。 |
| | 七 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防 |
| | 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必 |
| | 要な支援を行うものとすること。 |
| | <u>八 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧</u> |
| | <u>に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーション</u> |
| | の観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導 |
| | <u>又は説明を行うものとすること。</u> |
| | 九 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術 |
| | の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものと |
| | <u>すること。</u> |
| | 十 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づくサ |
| | ービスの提供の開始時から、少なくとも一月に一回は、当該介護予防通 |
| | |
| | ービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サー |
| | ビス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告するとともに、当該 |
| | 介護予防通所リハビリテーション計画に記載したサービスの提供を行 |
| | う期間が終了するまでに、少なくとも一回は、当該介護予防通所リハビ |
| | リテーション計画の実施状況の把握(次号及び第十一号において「モニ |
| | $\frac{1}{2}$ 1 |

改正案 現行 タリング」という。)を行うものとすること。 十一 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該 サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防 支援事業者に報告しなければならないこと。 十二 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介 護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うものとすること。 十三 第一号から第十一号までの規定は、前号に規定する介護予防通所リ ハビリテーション計画の変更について準用すること。 第五百六十四条・第五百六十五 (略) 第五百六十四条 · 第五百六十五 (略) 第九節~第十一節 (略) 第九節~第十一節 (略) 第十二節 介護予防福祉用具貸与 第十二節 介護予防福祉用具貸与 第一款~第四款 (略) 第一款~第四款 (略) 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第五款 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 第六百八十八条・第六百八十九 (略) 第六百八十八条・第六百八十九 (略) (介護予防福祉用具貸与計画の作成) (介護予防福祉用具貸与計画の作成) 第六百九十条 (略) 第六百九十条 (略) $2 \sim 5$ (略) $2 \sim 5$ (略) 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該 6 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該 サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支 サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支 援事業者(法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者をい 援事業者に報告しなければならない。 う。) に報告しなければならない。 7 • 8 (略) 7 · 8 (略) 第六款 (略) 第六款 (略) 第十三節 • 第十四節 第十三節・第十四節 (略)

附 則 (略)

附 則 (略)